



桑折町

株式会社サイネックス

🔍 桑折町ガイド 4

🚶 防災・救急 12

📄 届出・証明 16

💰 税金 20

💡 保険・年金 22

👨👩 福祉・健康 25

👨👩👧 子育て・教育 31

🏠 生活・環境 36

🗣️ 相談・町内会 42

🗳️ 議会・選挙 43

📖 生活ガイド 44

2022
年度版

Koori Town Guide Book

桑折町の 暮らしの便利帳

こ

おり

まち



\ Contents /

桑折町ガイド

町の魅力を再発見

行政ガイド

手続き・福祉など

生活ガイド

リフォームの基礎知識

葬儀の豆知識

🏢 桑折町役場

〒969-1692

福島県伊達郡桑折町
大字谷地字道下22番地7

TEL 024-582-2111

FAX 024-582-2479



桑折町
公式HPは
こちらから





社会福祉
法人

あなたに寄り添う社協です

桑折町社会福祉協議会

〒969-1643 伊達郡桑折町大字谷地字道下22番地(保健福祉センターやすらぎ園内)

事務局・日赤分区分・共同募金 TEL (024)582-1155 FAX (024)581-0256

URL:<https://www.koori-shakyo.or.jp> E-mail:chiiki@koori-shakyo.or.jp

☐桑折町民生委員協議会

TEL (024)582-1155

☐桑折町ボランティアセンター

TEL (024)581-0255

☐桑折町地域包括支援センター

TEL (024)582-1188

☐指定居宅介護支援事業所

TEL (024)581-0260

☐桑折町ホームヘルプステーションやすらぎ

TEL (024)582-1156

☐やすらぎ園デイサービスセンター

TEL (024)582-1177

☐やすらぎデイもんも

TEL (024)563-1851 FAX (024)563-1852

〒969-1651 伊達郡桑折町大字万正寺字大樫16番地の1

☐大かや園デイサービスセンター TEL (024)582-1250 FAX (024)573-1260



施設内レストランPizzaSta



一部テイクアウトもOK

農業振興活動拠点 Legarekooori 福島県伊達郡桑折町大字下郡字下郡前5-2 ☎024-572-3217

会員
募集中



公益社団法人

桑折町シルバー人材センター

伊達郡桑折町字西段10

TEL (024)582-3194 FAX (024)582-3324

原則60歳以上の健康で働く意欲のある方を募集しています。



私たちは、患者さん中心の医療を行います

公立藤田総合病院

〒969-1793福島県伊達郡国見町大字塚野目字三本木14番地

TEL:024-585-2121(代) FAX:024-585-5892

URL:<http://www.fujita-hp.jp/>

桑折町 くらしの便利帳 発行にあたって

たか はし のぶ ひろ
桑折町長 高橋宣博



町民の皆さまには、日ごろより町政全般にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本町は、総合計画「献上桃の郷こおり 未来躍動プラン」において、「みんなが幸せを実感できるまち こおり」を将来像として掲げており、「住み続けたいまち 住みたいまち 桑折」の実現に向け、町民の皆さまと共にまちづくりに取り組んでおります。

さて、この度、町民の皆さまの日々の暮らしや生活に役立つ情報を1冊にまとめた「桑折町くらしの便利帳」2022年度版を、株式会社サイネックスとの官民協働事業により作成いたしました。

本紙は、町の行政情報や防災情報など、本町での暮らしや生活に関するさまざまな分野の情報を掲載しており、新たに転入される皆さまをはじめ、本町で生活されている皆さまにとっても役立つ内容が記載されています。ご家庭に置いていただき、日々の暮らしに役立てていただければ幸いです。

結びに、本紙の発行にあたり、ご賛同いただきました地元事業者の皆さまに、深く感謝申し上げます。



町章



ロゴマーク

濃い桃色が「町民の皆さんのあたたかさ」、薄い桃色が「桑折町の桃」、緑色が「半田山」をはじめとする豊かな自然、黄色が「桃の果肉」や「旧伊達郡役所」「ホタルの光」を表しています。



献上桃の郷。
桑折町
こおりまち



KOORI

模様をよく見ると、KOORI(こおり)の文字が隠れています。

桑折町くらしの便利帳 INDEX

広告

太陽光発電 住宅設備機器
電気工事 リフォーム

節約のことなら
当店に「お家」
まるごとおまかせください!




株式会社ライフテック・ワン
LIFETEC・ONE
伊達郡桑折町大字下郡字柿ノ口 9-5
TEL.024-582-6411

大型から小型・軽まで車検・
定期点検・钣金・塗装・販売

・損保ジャパン JABくしま未来代理店



有限会社 桑折自動車整備工場
代表取締役 齋藤泰男
桑折町大字成田字元宿12-3
☎582-3412 FAX582-2367

- 発行にあたって 1
- INDEX 2

桑折町ガイド 4

- 桑折町の概要 4
- 桑折町の見どころ 6
- 特産品 8
- 役場各課の連絡先一覧 ... 10

- 行政ガイドINDEX 11

防災・救急 12

- 避難所・避難情報・
緊急連絡先等 12
- 指定避難所一覧 13
- 町がお知らせする避難情報 13
- 消防・救急・医療 15

届出・証明 16

- 届出 16
- 印鑑登録 17
- コンビニ交付 17
- 家族が亡くなったら 18
- 各種証明書発行(手数料) 19

税金 20

- 税金の種類・納期について 20
- 税の仕組み・納税の方法 ... 21

保険・年金 22

- 国民健康保険(国保) 22
- 後期高齢者医療制度 23
- 国民年金 24



広告

取り扱いの難しい廃棄物も福興産業なら、まとめてご相談いただけます。

事業に伴走する環境カンパニー



福興産業株式会社

■廃棄物収集運搬・処理

【本社】福島県伊達郡桑折町字田植 12-1

TEL 024-582-6671

FAX 024-582-6571



- 福島支店 奥羽支店 岩手支店 北上営業所 秋田営業所 青森支店
- 青森営業所 青森物流センター 苫小牧支店 札幌営業所 十勝支店

<https://fukukou.co.jp/>



日々の暮らしにご活用ください



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

広告

福祉・健康 25

- 介護保険制度 25
- 要介護認定までの流れ 26
- 介護保険サービス 27
- 高齢者福祉 28
- 障がい者福祉 28
- 生活保護 29
- 住民健診 30
- その他の保健事業 30

子育て・教育 31

- 子育て支援 31
- 子どもの予防接種 33
- 乳幼児健康診査 34
- 保育所・延長保育 34
- 幼稚園・預かり保育 34
- スポーツ施設・公民館等 34
- 学校・放課後児童クラブ 35

生活・環境 36

- ごみ 36
- 上水道 38
- 下水道・浄化槽 40
- 建物・土地・景観 41
- 犬の登録・狂犬病予防接種 41

相談・町内会 42

- 各種相談 42
- あなたも町内会へ 42

議会・選挙 43

- 町議会の仕組み 43
- 選挙権 43

生活ガイド 44

※生活ガイドは、暮らしに役立つ情報を掲載しており、有料広告ページとなります。

- リフォームの基礎知識 44
- 葬儀の豆知識 46
- お墓の形いろいろ 47
- 桑折町商工会 48



福島県知事許可(般-4)第34292号

造園・外構・エクステリア 企画 施工

株式会社 土屋造園

一級造園技能士 代表取締役 土屋寿広

TEL **024-582-6338**
FAX **024-597-6415**

〒969-1651 桑折町万正寺字堰上7-19

平野塗装

一般建築塗装・塗装工事一式

- 屋根・外壁塗装 ● 鉄骨・木部塗装
- 屋根塗装(事務所、店舗、その他)

～その他塗装に関する事、一度ご相談ください。～

TEL/FAX. **024-572-4513**
携 帯 / .090-3128-3779

〒969-1613 桑折町字桑島一 8の10

広告

きれいな街づくりのために

一般廃棄物収集運搬

羽山産業株式会社

〒969-1632 伊達郡桑折町字田植12-1

TEL / 024-582-6568

1日車検もできます

日豊自動車工業株式会社

安心・安全なカーライフを
当社にお任せ下さい!

全メーカー対応可能

NEW 新車販売 U-CAR 中古車販売 車検・点検

板金塗装 タイヤ販売 自動車保険

桑折町では唯一の

DAIHATSU
ベストビット店

〒969-1661 桑折町大字上郡字内記41
TEL: **024-582-2342**
営業時間/8:30~17:30 定休日/日曜日、祝日

建築・土木・リフォーム

二弘建設株式会社

〒969-1617 桑折町字陣屋1-6

☎ (024)582-3456
FAX (024)563-3459

桑折町の概要

About Koori Town

桑折町は、緑豊かな美しい自然と数多くの史跡や伝統ある歴史を感じることができる町です。人々の生活と調和した豊かな文化が香る町づくりが進められています。



桑折町ガイド

位置

福島県中通り地方北端部に位置し、東…伊達市 西…福島市 南…伊達市 北…伊達郡国見町、宮城県白石市と隣接。東西約9.3キロメートル、南北約8.3キロメートル、総面積42.97平方キロメートルを有しています。



人口・世帯数

人口 **11,300**人
男性 **5,483**人 女性 **5,817**人

世帯数 **4,609**世帯

(令和4年8月1日現在)

広告

～人と環境、景観の共生を目指して～

総合建設業（土木・建築・舗装・造園工事）



渋谷建設株式会社



〒969-1651 福島県伊達郡桑折町大字万正寺字妻田 2-3

TEL **024-582-2315** FAX **024-582-6443**



町の花

モモ



町の鳥

カッコウ



町の木

アカマツ・カヤ



「こおり」の由来

「こおり」の名前が歴史に登場したのは奈良・平安時代。

東山道に駅家(うまや)が設置され、郡家がおかれたところから桑折と改められました。

昭和30年には町村合併促進法に基づいて旧桑折町、睦合村、伊達崎村、半田村が合併して今の“桑折町”が誕生しました。

桑折町 町民憲章

桑折町は、阿武隈川の清い流れと、緑につつまれた半田山のみもとにひらけた古い歴史をもつ由緒ある町です。わたくしたちは、この町の伝統ある歴史と文化、恵まれた自然環境を守り、さらに活力ある町に育て後世に引き継ぐために、町民みんなの誓いとしてここに町民憲章を定めます。

- 一、歴史と伝統を尊び、かおり高い、文化の町をつくりましょう。
- 一、恵まれた自然を愛し、環境を整え、緑の町をつくりましょう。
- 一、心身をきたえ、健康で、明るい町をつくりましょう。
- 一、勤労にはげみ、活力ある、豊かな町をつくりましょう。
- 一、きまりを守り、助け合う心を育て、住みよい町をつくりましょう。

(昭和60年9月制定)

広告

広告

◆自動制御設備 ◆電気設備
◆冷暖房設備 設計・施工

計電工業株式会社

〒969-1611
桑折町字東大隅31-8

TEL 024-581-2122
FAX 024-581-2124

信頼される
地域のカーアドバイザー

Y&S 有限会社
ワイズオート

TOTAL CAR SHOP Y&S AUTO 〒969-1616 桑折町字館67-5

TEL 024-581-2223/FAX 024-582-6360

BODY PAINT Y&S AUTO 〒960-0717 伊達市栗川向川町字丹原7

TEL 024-577-7755/FAX 024-577-7757

JA自動車共済指定工場

eco 活動に取り組んでおります。

東北運輸局認定 他4-7328号
新車・中古車販売・買取 4輪アライメント ARAGO光線
車検・点検・整備 コンピューター診断
各種保険・JA自動車共済 福祉車検専門店

お気軽にお問合せください！
024-581-2223
受付時間：9:00～18:00(日・祝日・第2土曜を除く)

桑折町の発展を応援する 桑折町金融協会

福島信用金庫

桑折町字本町25番地の1 ☎582-2265

すべてを地域のために
東邦銀行

桑折町字北町44 ☎582-2235

福島銀行

福島市鎌田字樋口5-6 (福島北支店内) ☎553-5563

JAふくしま未来

桑折町字館28 ☎582-2271

水口タイヤ商会
apollostation
出光興産パークウェイ桑折 SS
桑折町上郡字仲丸18-1
tel.024-582-4203 fax.024-582-4347
BIGONE 水口
tel.024-575-4231 fax.024-575-4239
本社：伊達市保原町上保原字下ノ台36-6

ふらっと立ち寄れる地域密着型をめざして

急な不具合やオイル交換など、車のことならなんでもお任せください!!

各種車両販売・車検・一般整備・钣金塗装

くるまのエステ
有限会社 **ミノルオート**

〒969-1604 TEL (024) 582-6334
桑折町堰下5-3 FAX (024) 582-6296
【営業時間】8:30～17:30 【休休日】日曜日、祝日



桑折町ガイド

桑折町の 見どころ

春の訪れと共にピンクに染まる桃畑

こおり桃源郷

阿武隈川沿い約120ヘクタールにもおよぶ一面の桃畑では、まるでピンク色のじゅうたんを敷き詰めたような桃の花が色鮮やかに彩り、これぞまさに“桃源郷”のような景観を醸し出します。



四季を通じて楽しめる憩いの場

半田山自然公園

お花見、サイクリング、キャンプ、紅葉狩り…など。いろいろな形で大自然とふれあうことができる多目的公園です。



期間限定で出現するハート型

ハートレイク(半田沼)

例年11月から5月頃までの間、半田山山頂付近から眺望できます。5月以降農業用水として使用するため、沼の水が減少して消失し、11月頃再び現れます。

秋の紅葉が美しい

陣屋の杜公園

かつて幕府直轄の代官所(陣屋)があった場所。角田林兵衛家が別邸として整備した地があり、現在は町民いこいの場として親しまれています。



広告

**印刷なんでも
ご相談下さい**

名刺
総会資料
広報誌
会報
チラシ
各種伝票



株式会社 **神尾印刷所**

福島県伊達郡桑折町字北町33-2
TEL: (024) 582-5220
FAX: (024) 582-2613



看板のことならなんでもご相談ください!

業務内容

- ※ 各種看板デザイン・製作・施工
- ※ のぼり・のれん・懸垂幕
- ※ ポスター・ステッカー・名刺
- ※ その他オリジナル商品製作
- ※ 大型インクジェット出力
- ※ カuttingシート加工
- ※ オリジナルTシャツ製作

— 他、各種看板業務一式

Y・PLANNING

T 969-1629 福島県伊達郡桑折町字西町 54-2
Tel: 024-582-1166 E-mail: info@yplanning.com

西根郷を守り育む西根堰

平成30年 開削400年

水士里ネット西根堰

伊達西根堰土地改良区



西根堰開削の図

伊達西根堰土地改良区
〒969-1607 桑折町字西段19
TEL 024-582-2319
FAX 024-582-4756



桑折町のシンボル



国指定重要文化財

桑折町文化記念館
旧伊達郡役所

1883(明治16)年の建造で、洋風に建てられながら、随所に和風様式の残る「擬洋風建築」となっています。



国指定史跡

桑折西山城跡

1532(天文元)年ごろに陸奥国守護に任じられていた伊達種宗(14代)が築き、1548(天文17)年に嫡男の伊達晴宗が米沢に移るまで、戦国大名伊達氏の本拠であった山城です。

城は大きく本丸・二ノ丸を中心とした部分と、中館・西館を中心とする部分に分けられ、発掘調査の結果、本丸には伊達種宗の政治の場となったとみられる建物跡など、伊達氏本拠時の遺構が残されています。中館・西館は、戦国時代末期に再び大改修されていることがわかっています。

明治天皇ゆかりの松

県指定天然記念物



無能寺御蔭適松(みかげのまつ)

明治天皇が東北巡幸のときに命名された老松。推定樹齢450年、樹高6m、根回り9.5m、枝張り15mの大木です。



広告

カヤとして日本有数の巨木



県指定天然記念物

万正寺の大カヤ

根本近くから枝が四方に10m以上広がり、幹回り約9m、枝張りが約30mに達し、日本一ともいわれるカヤの巨樹です。

桑折西山城内の門を移築



県指定重要文化財

桑折寺山門

伊達氏が米沢城に移る際、城内にあった門を拝領して移築したといわれています。

車のことならなんでもお任せ下さい!!

新・中古車販売・钣金・塗装・車検・自動車保険

(有)菅野自動車

〒969-1643 桑折町大字谷地字添20-1
TEL (024) 582-2810
FAX (024) 582-2813

広告

浄土宗 寺一山
無能寺
~世の中が平和で、安穏でありますように~

県指定天然記念物「御蔭之松」

慶長元年(1596)創建。毎年8月の兼師堂夏祭りのほか、毎月、詠唱講(和讃・ご詠歌)や写経会を開いております。永代供養・ペット供養もご相談ください。詳しくはWEBでもご案内しております。QRコードよりご覧ください。

〒969-1603 伊達郡桑折町字上町4
TEL.024-582-2316
FAX.024-573-0416

読売新聞・福島民友
産経新聞・河北新報
読売KODOMO新聞
読売中高生新聞
スポーツ報知
サンケイスポーツ

浅野新聞店

桑折町大字南半田字二本木27
TEL024-582-3067
FAX024-582-3375

いつものくらしに花を

有限会社
フラワーサイン

【本 店】桑折町字上町57
TEL.024-582-2061 FAX.024-582-6288
【コープふくしま桑折店】桑折町西大隅93-5
【福 島 店】福島市豊田町1-35
TEL.024-524-1187

Koori Town
特産品

ぶどう



リンゴ



キュウリ



桑折の農作物

「献上桃の郷」として知られる桑折町は、誰もが認める高品質な桃の生産地です。また、桃以外にも、自慢の農作物がたくさんあります。

イチゴ



あんぽ柿



イチジク



桃



アスパラガス



桑折の特産品が
買える場所

だてか
ベジフル

所 桑折町大字
谷地字南9-1
☎ 024-582-4560



桑折
フレッシュ
BOX

所 桑折町字館28
☎ 024-582-2301



広告

「献上桃の郷」
桑折町産の高品質な桃「あかつき」

地元農家から採れたて旬の野菜や果物、米や花、加工品なども豊富に取り揃えております!

だてかベジフル農産物直売所

営業時間/9:00~17:00 (時期により異なる)
定休日/12月30日~1月3日

地方発送や贈答用も承ります、お気軽にご来店ください。



伊達果実農業協同組合

〒969-1661 桑折町大字上郡字郷上18
TEL.024-582-2175 FAX.024-582-2529

農産物直売所 だてかベジフル

〒969-1643 桑折町大字谷地字南9-1
TEL/FAX 024-582-4560

安齋醸造の調味料



**キッコーゲンの
あま酒・調味料**



辛口桑折



至福の桃シリーズ



ロイヤルピーチポーク



福ももの酢



半田銀山そば

桑折の逸品

地元で長年愛され続けているものや新しく誕生したものまで桑折町ならではの様々な逸品をご紹介します。



桃ふく・あんぱん

SOLDER CRAFT



**Legare Koori
(レガールこおり)**

所 桑折町大字
下郡字下郡前5-2
☎ 024-572-3216



うぶかの郷

日帰り入浴もできる宿泊研修施設。
良質のお風呂は美肌の湯として評判で、地元の野菜や土産品なども販売しています。
夏には、施設前を流れる産ヶ沢川でホタル観賞をすることができます。

所 桑折町大字
南半田字川端22
☎ 024-582-4500
時 10:00~20:00
休 毎週火曜日



広告

Cafe & Brewery
UWAMACHI CHEERS

誰でも立ち寄れる地域のコミュニティスポット
地域の皆様においしい料理と自社製造のクラブ
トビールをお届けいたします。

上町CHEERS / 半田銀山Brewery
桑折町字上町72-1
Tel.024-563-3862

月曜定休 (祝日の場合翌日), 日曜~18:00(L.O.17:00)
LUNCH 11:00~15:00 (L.O.14:30)
DINNER 17:30~22:00 (L.O.21:00)
★テラス席のみペットとの同伴可

施設農業の未来を築く農業資材専門店

INOZAI 各種パイプハウス販売・施工
マエサン東北農材株式会社

代表取締役 石橋 徹
桑折町大字谷地字梨ノ木町2-1
TEL(024)582-4416
FAX(024)582-4436
<http://maesantohoku.co.jp>

日帰り入浴もできる宿泊研修施設
高硬度アルカリ性のお風呂は美肌の湯として評判です!
大自然の中で心と体を一休ませてください。
ゆったりと過ごすためのいろいろをご用意。

美肌の湯
うぶかの郷

【運営:株式会社ふるさとエール桑折】
桑折町大字南半田字川端22 TEL.024-582-4500
日帰り入浴営業時間/10:00~20:00
定休日/毎週火曜日(当番の期)

桑折の芳りが
醸成されました

※お風呂は20歳から
奥州・羽州街道「桑折宿」から桑折町で育てられた
福島県産のブランド酒米品種「夢の香」と
奥羽山系 半田山の地下水「香材金剛水」を
仕込み水として使用した香り豊かなお酒が生まれました
今年の「辛口桑折」をご賞味ください

旭屋リカーショップ旭屋

〒969-1641 桑折町大字南半田字六角10-6
TEL:024-582-3379 FAX:024-582-3419
営業時間 7:00-20:00 定休日 毎月第1・3月曜日

☎ リカーショップ旭屋 検索

桑折町ガイド



役場各課の連絡先一覧



● 桑折町役場

所在地 〒969-1692 福島県伊達郡桑折町大字谷地字道下22番地7

TEL 024-582-2111(代表) FAX 024-582-2479

開庁時間 月～金 8:30～17:15(祝日、年末年始を除く)

休日 土・日・祝日、年末年始(12月29日から1月3日まで)

課名	係名	TEL	FAX
総務課(選挙管理委員会)	行政係、財政係	024-582-2111	024-582-2479
税務住民課	課税係、収納係、住民国保係	024-582-2114	024-582-1028
総合政策課	政策推進係、広報広聴係	024-582-2115	024-582-2479
健康福祉課	健康増進係、福祉介護係、子育て支援係	024-582-1133	024-582-1028
産業振興課(農業委員会)	農林振興係、商工振興係	024-582-2126	024-582-1028
建設水道課	建設係、都市整備係	024-582-2127	024-582-2479
	上下水道係	024-582-1100	
生活環境課	環境係、危機管理係	024-582-2123	024-582-2479
会計室	出納係	024-582-2125	024-582-1028
教育文化課(教育委員会)	こども教育係、生涯学習係	024-582-2403	024-582-2470
	醸芳幼稚園	024-582-3014	024-582-3014
	醸芳保育所	024-582-3229	024-582-3229
	給食センター	024-581-0250	024-581-0251
議会事務局	庶務議事係	024-582-2113	024-582-2454

広告

安心・安全な社会を目指し、地域の暮らしに貢献

土木工事・舗装工事・上、下水道工事

日進建設株式会社

代表取締役 佐久間 和 敏

〒969-1613 桑折町字桑島二8番地

☎(024)582-2432(代) FAX(024)582-2429

<http://nissin-k1.com/>

2022年度 優 国土交通省 工事成績優秀企業 東北地方整備局

行政ガイドINDEX

 防災・救急 …… 12	 子育て・教育 …… 31
 届出・証明 …… 16	 生活・環境 …… 36
 税金 …… 20	 相談・町内会 …… 42
 保険・年金 …… 22	 議会・選挙 …… 43
 福祉・健康 …… 25	

広告

～地域の発展に貢献～

有限会社 鈴木組

代表取締役 鈴木 節美

- 土木事業 ●管工事業
- とび・土木事業 ●水道施設工事業
- 舗装工事 ●下水道工事業

〒969-1613 桑折町字桑島二8-3
TEL (024)582-2445

小さな仕事から大きな工事まで

〈総合建設〉知事許可第2154号

有限会社 渡辺鉄工建設

代表取締役 渡辺 匡紘

鉄骨加工・建築全般はおまかせください!

- ◎鉄骨工事一式
- ◎建築工事一式
- ◎土木・外構工事
- ◎シャッター工事
- ◎その他ご相談ください

〒969-1642 桑折町大字北半田字堀ノ内2
TEL(024)585-2353
FAX(024)585-2405

やまき 相 管 買 仲
続 理 取 介

街と土地を活かす

有限会社 福島県知事(12)第10236号

山本不動産サービス

不動産コーディネーター 不動産コンサルタント

〒969-1629 桑折町字西町7
TEL(024)582-2096
FAX(024)582-2597
bxdrx527@yahoo.co.jp

土・日営業中!
車の相談などお気軽にお越し下さい!

日新火災海上保険 損保代理店
JA共済 共済代理店

CAR FACTORY MISHINA

車検/法定点検/一般整備/钣金修理/新車販売/中古車販売

〒969-1605 桑折町字堀合41-6
TEL 024-572-6370
FAX 024-572-6371

7-Eleven ビット 加盟店

東北運輸局 東北整備第4-7607号

認定工場 仙陸認第4-5238号

Garage

〒969-1661 桑折町大字上郡字内記31-7
TEL080-6036-0310 FAX024-597-8036

代表 佐藤 和夫

車検・整備・点検・钣金・塗装
新車&中古車販売
車&バイク買取
用品取付&販売
自動車保険

7-Eleven ビット 加盟店



東北運輸局長認証工場

車の事なら何でもご相談下さい

- ☆新車、中古車販売・買取
- ☆車検整備
- ☆定期点検
- ☆一般修理
- ☆钣金塗装

カーサービス アベ

代表 阿部 辰雄

〒969-1643 桑折町大字谷地字北道場20-1
TEL024-582-4822
FAX024-573-0681

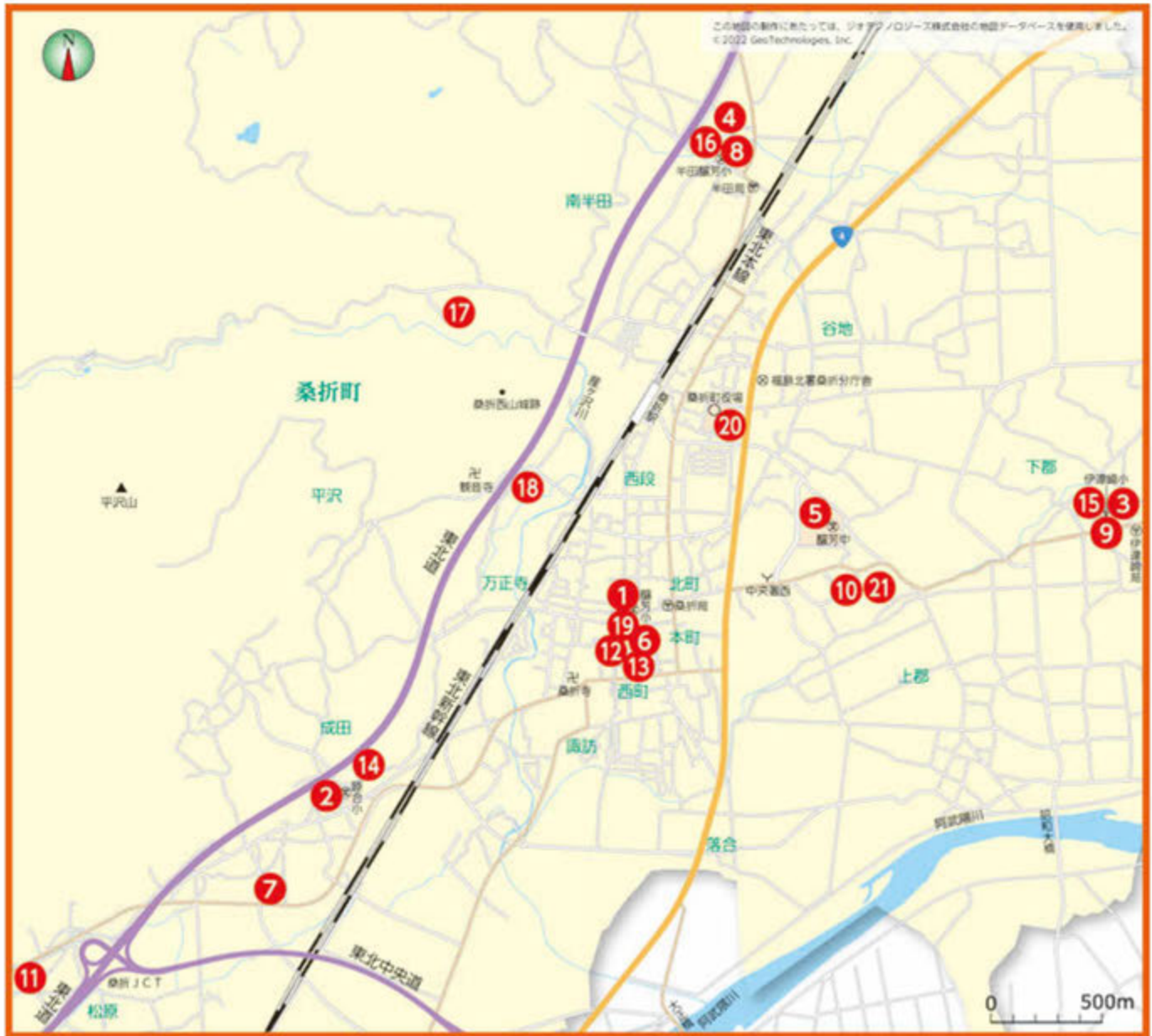




防災・救急

避難所・避難情報・緊急連絡先等

生活環境課 ☎024-582-2123



広告



福島県知事許可(特-3)第1491号

桑折町とともに

土木工事 建築工事 舗装工事
管工事 水道施設工事



株式会社 近藤組

〒969-1617 桑折町字陣屋40番地 TEL 024-582-2037 FAX 024-582-2137



防災・救急



指定避難所一覧

番号	避難所名	所在地
1	醸芳小学校体育館	字桑島三2-8
2	睦合小学校体育館	大字成田字堰上46-3
3	伊達崎小学校体育館	大字下郡字細町1
4	半田醸芳小学校体育館	大字南半田字上田町5
5	醸芳中学校体育館	大字上郡字柳下5
6	桑折公民館(町民会館)	字桑島三103
7	睦合公民館(睦合ふれあい会館)	大字成田字坊ノ内19-1
8	半田公民館(半田コミュニティーセンター)	大字南半田字八反田10-1
9	伊達崎公民館	大字下郡字堂ノ前11-1
10	町民体育館	大字上郡字林泉寺前1-1
11	松原公民館	大字松原字道下6-5
12	醸芳保育所	字桑島三11-21
13	醸芳幼稚園	字桑島三11-24
14	むつあい子どもクラブ	大字成田字小峯14
15	だんざき子どもクラブ	大字下郡字下郡前4-2
16	はんだ子どもクラブ	大字南半田字八反田5-1
17	町民研修センター「うぶかの郷」	大字南半田字川端22
18	老人福祉センター「大かや園」	大字万正寺字大榎16-1
19	児童館	字桑島三2-7
20	保健福祉センター「やすらぎ園」	大字谷地字道下22
21	屋内温水プール・多目的スタジオ「イコーゼ!」	大字上郡字弁慶20-1

※開設する避難所は災害の種類や規模により変わります。町が発表する避難所開設情報を確認してください。

町がお知らせする避難情報

町は、町民の皆さんに避難が必要と判断した場合、その緊急度に応じた避難情報をお知らせします。また、緊急速報メールや、広報車、ホームページ等により町民の皆さんにお知らせします。

警戒レベル	町の情報や対応	皆さんのとるべき行動	気象庁などの情報
1	職員の間連絡体制を確認	災害への心構えを高めましょう	早期注意情報(警報級の可能性)
2	事前配備 (連絡要員を配置)	自らの避難行動を確認 ハザードマップ等で付近の災害リスクを再確認。災害情報把握手段の再確認。	大雨注意報、洪水注意報、 高潮注意報、氾濫注意情報
	第一非常配備 (高齢者等避難の発令を判断できる体制)		
3	高齢者等避難 第二次非常配備 (避難指示の発令を判断できる体制)	危険な場所から高齢者等は避難 高齢者等以外の人も必要に応じて、予定をあらためたり、自主的に避難準備や移動を開始しましょう。	大雨警報、洪水警報、 氾濫警戒情報
4	避難指示 第三次非常配備 (災害対策本部設置)	危険な場所から全員避難 過去の大災害に匹敵する状況です。この段階までに避難を完了しましょう。 暴風が予想されるときは吹き始める前に避難を!	土砂災害警戒情報、高潮警報、 高潮特別警報、氾濫危険情報

警戒レベル4までに必ず避難!

5	危険大 緊急安全確保 ※必ず発令するとは限りません。	命の危険 直ちに安全確保! 既に安全な避難が困難で、生命の危険! 今いる所よりも安全な場所へ直ちに移動等を!	大雨特別警報、氾濫発生情報
---	---	--	---------------

町からの発令に留意しつつ、必要だと感じたら避難指示などがなくても早めの避難行動をとりましょう。

自主防災について

災害が発生したとき、一人では何もできなくても、地域の人々が協力すれば大きな力になります。日頃から自主防災組織の活動に積極的に参加することが、自分や家族を守ることに繋がります。

災害情報

災害時には、町公式ホームページや、SNS (Twitter、Facebook) などで、各種情報を配信します。



Twitter



Facebook



町公式HP



「避難」って何すればいいの？

小中学校や公民館に行くことだけが避難ではありません。「避難」とは「難」を「避」けること。下の4つの行動があります。



行政が指定した避難場所への立退き避難

自ら携行するもの
・マスク
・消毒液
・体温計
・スリッパ 等

小・中学校
公民館

安全な親戚・知人宅への立退き避難

普段から災害時に避難することを相談しておきましょう。

※ハザードマップで安全かどうかを確認しましょう。

親戚・知人宅

普段からどう行動するか決めておきましょう

安全なホテル・旅館への立退き避難

通常の宿泊料が必要です。事前に予約・確認しましょう。

※ハザードマップで安全かどうかを確認しましょう。

ホテル
旅館

屋内安全確保

ハザードマップで以下の「3つの条件」を確認し自宅にいても大丈夫かを確認する必要があります。

——— 想定最大浸水深

※土砂災害の危険がある区域では立退き避難が原則です。

ここなら安全!

「3つの条件」が確認できれば浸水の危険があっても自宅に留まり安全を確保することも可能です

- 家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていない (入っていると…)

流速が速いため、木造家屋は倒壊するおそれがあります

地面が削られ家屋は建物ごと崩落するおそれがあります
- 浸水深より居室は高い

3・4階	5m~10m未満 (0階床上浸水~4階下浸水)
2階	3m~5m未満 (2階床上~1階下浸水)
1階	0.5m~3m未満 (1階床上~1階下浸水)
1階床下	0.5m未満 (1階床下浸水)
- 水がひくまで我慢でき、水・食糧などの備えが十分 (十分じゃないと…)

水、食糧、薬等の確保が困難になるほか、電気、ガス、水道、トイレ等の使用ができなくなるおそれがあります

※①家屋倒壊等氾濫想定区域や②水がひくまでの時間(浸水継続時間)はハザードマップに記載がない場合がありますので、お住いの市町村へお問い合わせください。

豪雨時の屋外の移動は車も含め危険です。やむをえず車中泊する場合は、浸水しないよう周囲の状況等を十分に確認して下さい。

消防・救急・医療

火事 のとき

火事です！
(家・山)が
燃えています。

住所は、〇〇町
〇丁目〇番〇号です。
目標物は、〇〇です。

私は、〇〇(住所)に住む〇〇(氏名)です。
電話番号は、〇〇です。

※マンションやビルの場合、名称と〇階の〇号
室ということも知らせてください。
※住所がわからないときは、目標物になるもの
(建物、バス停など)を伝えてください。



火事や救急のときは119番



交通事故
(急病)です！

救急 のとき

場所(住所)は、
〇〇町〇丁目〇番〇号
です。目標物は、〇〇です。

負傷者(病人)は〇〇で、状況(症状)は〇〇です。

・事故の場合:事故の状況、負傷者の数、容態
・急病の場合:患者の性別、年齢、症状

私は、〇〇(住所)に住む〇〇(氏名)です。

電話番号は、〇〇です。



知人や友人の安否情報「災害用伝言ダイヤル171」

大規模な災害が発生した際に、被災地の方々が録音した安否情報を、その他の地域の親戚や友人などが「災害用伝言ダイヤルセンター」を通じて再生することができます。伝言の録音・再生は被災地の方々の自宅の電話番号、公衆電話、携帯電話・PHS(共に一部事業者を除く)を使って行います。

なお、利用にあたっての事前の契約などは不要です。

171 をダイヤルし、ガイダンスに従ってください。

非常持出品

いざという時のため、普段から非常持出品を用意し、リュックサックなどに入れておきましょう。



- 非常食品3日分
- 水(目安3ℓ/日1人)
- 救急用品
- 衣類・タオル・マスク・ウェットティッシュ・衛生用品など
- ラジオ・懐中電灯
- オムツなどの生活用品
- 現金・通帳
- 免許証や健康保険証のコピー

桑折町及び近隣の主な病院等

市外局番(024)

病院名	電話番号	所在地
公立藤田総合病院	585-2121	国見町大字塚野目字三本木14
井上内科クリニック	581-2202	桑折町大字谷地字石塚15番地
遠藤内科医院	582-6788	桑折町字陣屋1番地の6
さとう整形外科クリニック	581-0123	桑折町字堰合15番地
まつもとクリニック	582-4800	桑折町大字南半田字六角15番地の1

(令和4年7月20日現在)

町内の歯科

市外局番(024)

病院名	電話番号	所在地
菊池歯科医院	582-2023	桑折町字北町111番地
斎藤歯科医院	582-6221	桑折町大字谷地字石塚2番地の5
島貫歯科医院	582-3255	桑折町字堰合6番地
鈴木歯科医院	582-1184	桑折町字堰上1番地の11
田中歯科医院	581-2225	桑折町字東段8番地の9
トオル歯科医院	582-6170	桑折町大字万正寺字道東7番地の3
馬場歯科医院	582-2439	桑折町字本町35番地

(令和4年7月20日現在)

町内の薬局

市外局番(024)

店名	電話番号	所在地
ウエルシア薬局 伊達桑折店	581-2139	桑折町字北町50-1
コスモ調剤薬局 桑折店	581-0880	桑折町大字谷地字石塚44
ひまわり薬局 KORIMACHI	563-4737	桑折町字陣屋1-6 Nikoh-A101
ファミリー薬局	581-0090	桑折町字堰合21番地9号
ふよう薬局	582-5467	桑折町字上町75番地の12
保原薬局桑折店	581-2220	桑折町大字南半田字六角15-3

(令和4年7月20日現在)



防災・救急



届出・証明

届出

問 税務住民課 ☎024-582-2114

戸籍の届出

出生届

生まれた日を含め14日以内

届出人 生まれた子の父または母

届出地 届出人の所在地(住所地など)、本籍地、出生地

お持ちいただくもの

- 出生届書(出生証明書)
- 母子健康手帳
- 届出人(父または母)の印鑑



婚姻届

受理した日に効力を生じる

届出人 夫・妻になる方

届出地 所在地(住所地など)、本籍地

お持ちいただくもの

- 婚姻届書
- 戸籍謄本(本籍地が町外の方のみ)
- 届出人の本人確認ができる書類
- マイナンバーカード(個人番号カード)

離婚届

受理した日に効力を生じる

届出人 夫・妻

届出地 所在地(住所地など)、本籍地

お持ちいただくもの

- 離婚届書
- 戸籍謄本(本籍地が町外の方のみ)
- 届出人の本人確認ができる書類
- マイナンバーカード(個人番号カード)

死亡届

死亡したことを知った日から7日以内

届出人 親族、後見人など

届出地 届出人の所在地(住所地など)、死亡者の本籍地、死亡地

お持ちいただくもの

- 死亡届書(死亡診断書または死体検案書)
- 届出人の印鑑



住民登録の届出

転入届

住み始めた日から14日以内

届出人 本人、同一世帯の方、代理人(委任状が必要)

届出地 町役場

お持ちいただくもの

- 転出証明書
- 届出人の本人確認ができる書類
- 外国籍の方は在留カードまたは特別永住者証明書
- マイナンバーカード(個人番号カード)
- 印鑑

転出届

受理した日に効力を生じる

届出人 本人、同一世帯の方、代理人(委任状が必要)

届出地 町役場

お持ちいただくもの

- 届出人の本人確認ができる書類
- 印鑑



転居届

受理した日に効力を生じる

届出人 本人、同一世帯の方、代理人(委任状が必要)

届出地 町役場

お持ちいただくもの

- 届出人の本人確認ができる書類
- 外国籍の方は在留カードまたは特別永住者証明書
- マイナンバーカード(個人番号カード)
- 印鑑

世帯変更届

変更した日から14日以内

届出人 本人、同一世帯の方、代理人(委任状が必要)

届出地 町役場

お持ちいただくもの

- 届出人の本人確認ができる書類
- 印鑑



広告

菅野製印所 段ボール用特殊製版
実印・銀行印・認・コム印・各種



菅野印章店

TEL 024-582-2410
FAX 024-582-4514

〒969-1661
桑折町上郡字堰上25-1



Apparel Manufacturer
Takahashi Housei Ltd.

高橋縫製有限公司

代表取締役 高橋 幸子

〒969-1622 福島県伊達郡桑折町南町49
TEL024-582-6028 FAX024-582-6425

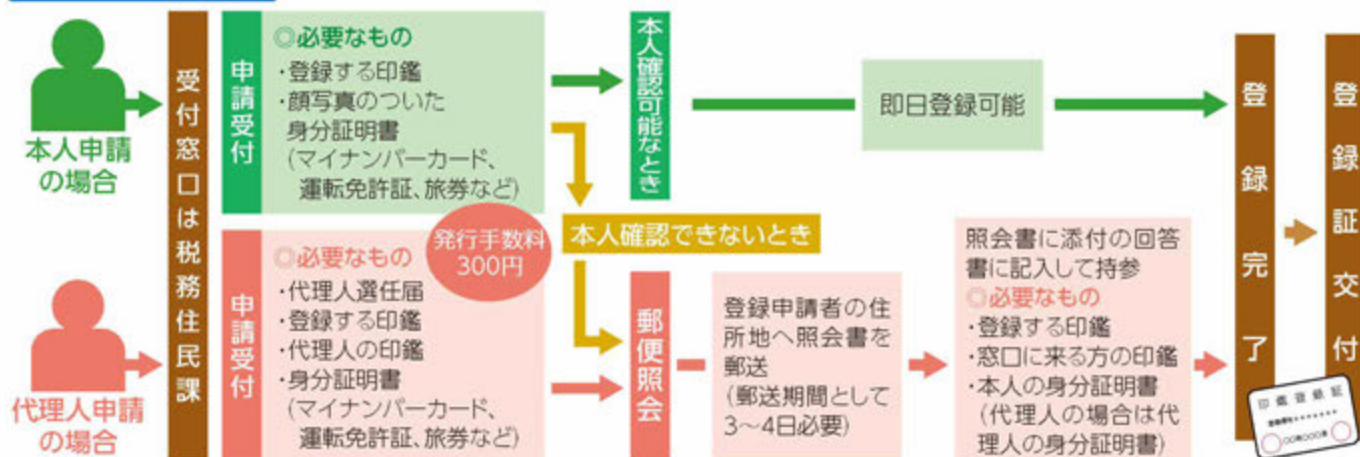


誰でも登録できるの？

満15歳以上で住民登録をされている方が、一人につき1つの印鑑だけ登録できます。転出すると自動的に失効します。



印鑑登録の流れ



届出・証明

コンビニ交付

全国のコンビニなどで、マイナンバーカードで住民票と印鑑登録証明書が発行できます！

取得できる証明書	請求できる範囲	交付手数料	利用時間
住民票の写し	桑折町に住民登録をしている本人・同一世帯の人	1通 300円	毎日 6:30~23:00 ※メンテナンス日を除く
印鑑登録証明書	桑折町に印鑑登録をしている本人		

※令和5年3月31日までに限り、交付手数料は半額の【150円】です。

必要なもの

- マイナンバーカード (利用者証明用電子証明書が搭載されたもの)
- 利用者証明用電子証明書の暗証番号 (数字4桁)

利用できる店舗

全国のセブン・イレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップなど、マルチコピー機が設置されている店舗

利用方法

マルチコピー機の画面の指示に従って進むだけで簡単です。
(右図のとおり)

その他

- 手数料減免事由に該当し、無料となる場合は、役場窓口での請求交付となります。
- さらに詳しく知りたいときは、こちらをご覧ください。

J-LISコンビニ交付サイト



①マルチコピー機の画面に表示されている「行政サービス」ボタンを押し、ご利用上の同意事項を確認して進むと、利用開始です。



②「証明書交付サービス (コンビニ交付)」を選んで、所定のカード置き場にマイナンバーカードを置き、「お住いの市区町村の証明書」を選びます。



③マイナンバーカードの暗証番号「数字4桁」を入力して本人確認を行います。確認ができたならカードを取り外します (この先カードは使いません)。



④「住民票の写し」か「印鑑登録証明書」を選び、証明書の記載項目を選んで、必要な部数を入力します。



⑤これまで入力した内容の最終確認を行います。訂正が必要な場合は、該当項目の入力画面または選択画面まで戻って訂正することができます。



⑥必要部数分の交付手数料をお金の投入口に入金すると印刷を開始します。印刷が終了しましたら、証明書と領収書のお取り忘れのないようご確認ください。

家族が亡くなったら

死亡に伴う主な手続きをご案内いたしますので、該当する項目がある場合の参考としてご利用ください。

各種手続きのご案内

項目	桑折町での手続き	必要なものなど	問い合わせ
<input type="checkbox"/> 死亡届	7日以内に提出してください。 ※葬儀業者が代わりに提出することも可能です。 死亡届により、埋・火葬許可証をお渡しします。	●死亡届(届出人の署名) ●届出人の印鑑	税務住民課 ☎024-582-2114
<input type="checkbox"/> 世帯主変更届	3人以上の世帯構成の 世帯主 が亡くなったときは、世帯主の変更手続きをしてください。 ※事前に葬儀業者等へ申し出ていただいた場合は、窓口での手続きは不要です。	●世帯主の本人確認書類 ●代理人の場合は委任状	
<input type="checkbox"/> 印鑑登録	死亡により使用できなくなります。印鑑登録証は破棄または返却してください。	●印鑑登録証	
<input type="checkbox"/> マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード	死亡により使用できなくなります。各種手続きでマイナンバーを使用する場合があるため、手続き後に破棄または返却してください。	●マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード ●印鑑	
<input type="checkbox"/> 国民年金	死亡一時金や、未支給年金、遺族年金などの請求手続きをしてください。 ※亡くなった方の加入・受給状況や請求者によって、必要書類や手続きが異なります。 事前に「東北福島年金事務所」にお問い合わせください。 ※共済年金を受給していた方は、各共済組合へお問い合わせください。	●年金証書 ●印鑑 ●請求者の預貯金通帳 ●戸籍、住民票 など ※それぞれの方により異なります。	東北福島年金事務所 ☎024-535-0141 ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165
<input type="checkbox"/> 国民健康保険	国保加入していた方は保険証をお返しください。 ※世帯主が死亡した場合は世帯全員の保険証も変更になります。 葬祭費支給申請の手続きをしてください。	●国保保険証 ●喪主の印鑑	税務住民課 ☎024-582-2114
<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療	保険証をお返しください。 葬祭費支給申請の手続き及び申立・誓約書を提出をしてください。	●後期高齢者医療保険証 ●喪主の印鑑、口座のわかるもの ●葬儀日程、喪主が確認できる書類(会葬礼状等)	
<input type="checkbox"/> 介護保険	亡くなった方の資格・受給状況により手続きが異なります。担当へお問い合わせください。	●介護保険証 ●負担割合証(お持ちの人のみ)	健康福祉課 ☎024-582-1134
<input type="checkbox"/> 障害者手帳	返却の手続きをしてください。	●障害者手帳	税務住民課 ☎024-582-2114
<input type="checkbox"/> 町税等の口座振替	●口座振替を解約する方…ご利用の金融機関 ●口座変更する方…変更先の金融機関で手続きをしてください。	●通帳 ●印鑑 ●納税通知書	
<input type="checkbox"/> 相続人代表者指定届	亡くなった方の税金等の通知書の送付先変更のため、相続人代表者指定届を提出してください。	●相続人代表者の本人確認書類、印鑑 ●代理人の場合は委任状	建設水道課 ☎024-582-1100
<input type="checkbox"/> 水道	使用者変更の手続きをしてください。 (死亡された方が使用者であった場合)	●印鑑	福島地方法務局 不動産登記部門 ☎024-534-2045
<input type="checkbox"/> 相続	土地や建物を相続した場合には、管轄する法務局へ申請が必要です。詳しくは福島地方法務局不動産登記部門へお問い合わせください。	●登記簿申請書及び登記に必要な添付書類	農業委員会 事務局 ☎024-582-2126
<input type="checkbox"/> 農地	農地を相続した場合には、農業委員会へ届出が必要です。詳しくは農業委員会へお問い合わせください。	●印鑑 ●登記簿謄本(法務局)	産業振興課 ☎024-582-2126
<input type="checkbox"/> 山林	山林を相続した場合には、町へ届出が必要です。詳しくは産業振興課までお問い合わせください。	●印鑑 ●登記簿謄本(法務局)	



届出・証明

交付時に必要な書類－本人確認書類－

窓口では、個人情報の保護を徹底するため、交付申請時に本人確認を実施しています。
ご理解とご協力をお願いします。

	分類1(写真付き)	分類2	分類3
証明書類の名称	<ul style="list-style-type: none"> ●マイナンバーカード(個人番号カード) ●運転免許証 ●旅券(パスポート) ●住基カード(写真付き) ●国または地方公共団体の機関が発行した免許証など 	<ul style="list-style-type: none"> ●各健康保険被保険者証 ●国民年金手帳 ●年金証書 ●住基カード(写真なし) 	<ul style="list-style-type: none"> ●学生証 ●法人発行の身分証書 ●分類1以外の国または地方公共団体の機関が発行した資格証明書
戸籍・住民票関係	上記のうち1点で確認	上記のうち2点以上で確認	上記の証明書のみでは不可。分類2との組み合わせで確認

(有効期限内で住所が記載されているものは住民登録されている住所)

戸籍・住民票などの発行

証明書の種類	手数料	申請に必要なもの・注意事項
住民票	1通 300円 (5人まで)	<ul style="list-style-type: none"> ●本人の場合 ・本人確認書類 ●代理人の場合 ・委任状 ・代理人の本人確認書類
	1通 600円 (6～10人まで)	
	1通 900円 (11～15人まで)	
住民票記載事項証明書	1通 300円	
戸籍全部・個人事項証明書	1通 450円	
除籍全部・個人事項証明書	1通 750円	※本籍地の市区町村で発行します。
改製原戸籍謄・抄本	1通 750円	●第三者請求…請求事由必要 ・委任状が必要になります。
戸籍記載事項証明書	1通 300円	・必要に応じて資料の提供や説明を求めます。
戸籍の附票	1通 300円	
身分証明書	1通 300円	<ul style="list-style-type: none"> ●本人の場合 ・本人確認書類 ●代理人の場合 ・委任状 ・代理人の本人確認書類 ※本籍地の市区町村で発行します。
印鑑登録証明書	1通 300円	●印鑑登録証
改葬許可書	1件 300円	●申請者の本人確認書類

税関係の証明書の発行

	証明書の種類	手数料	証明書の内容
町民税	所得証明書	1通 300円	所得金額の証明
	所得課税証明書	1通 300円	所得金額、所得控除及び税額の証明
	非課税証明書	1通 300円	課税されていない証明
	所在証明書	1通 300円	法人事業所の所在地の証明
固定資産税	評価証明書	1通 300円	資産の評価額の証明
	公課証明書	1通 300円	課税標準額、税相当額の証明
	名寄帳証明書	3筆まで300円 1筆増すごとに30円増	納税義務者の資産の一覧
	住宅用家屋証明書	1通 1300円	登録免許税の税率軽減に該当する旨の証明
納税	納税証明書	1通 300円	納められた税額の証明
	未納のないことの証明書	1件 300円	全ての税目において未納がないことの証明
	軽自動車税継続検査用	無料	軽自動車税の未納がないことの証明





税金

住みよい環境のもとで生活するために、町税の果たす役割は重要です。

皆さんに納めていただく町税は、福祉、教育、土木など町のさまざまな「行政サービス」の向上を図るための財源として重要な役割を果たしています。

税金の種類・納期について

問 税務住民課 ☎024-582-2114

税金の種類	納税義務者	納期											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
町民税	1月1日現在、町内に住所を有し、前年中に一定額以上の所得があった方			1期		2期		3期		4期			
		給与からの特別徴収：毎月											
		公的年金からの特別徴収：年金支給月											
固定資産税	1月1日現在、町内に土地、家屋または償却資産を所有する方	1期			2期		3期				4期		
軽自動車税	4月1日現在、原動機付き自転車、軽自動車、二輪の小型自動車、小型特殊自動車(農耕作業用を含む)を所有する方		全期										
国民健康保険税	世帯を単位とし、世帯主が納税義務者になります			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期		
		公的年金からの特別徴収：年金支給月											
町たばこ税	製造たばこの売り渡しなどをした卸売販売業者など	毎月											

国税・県税についてのお問合せは

項目	問合せ先	
県税について(法人県民税、不動産取得税、自動車税など)	福島県東北地方振興局県税部	☎024-521-2692 ☎024-521-2702
国税について(所得税、相続税、贈与税など)	福島税務署	☎024-534-3121

税に関する証明が必要なとき

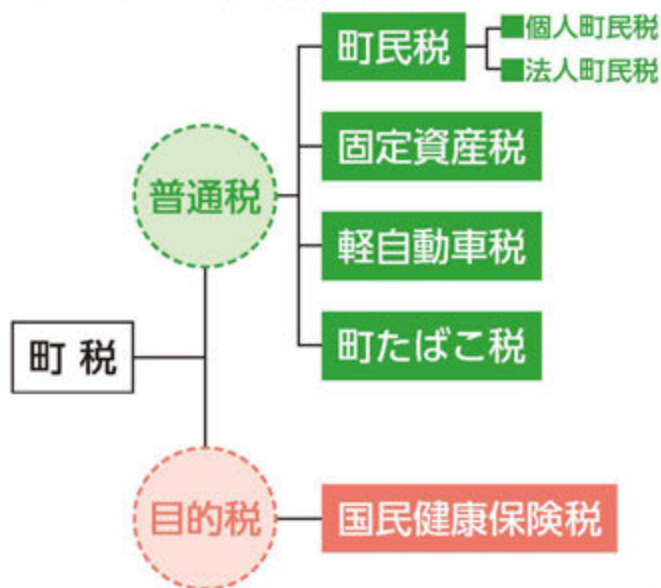
各種証明書の請求の際には、必ず窓口に来られる方の本人確認できるものをお持ちください。

▶ 税に関する証明・閲覧・手数料などについて…P19



町税の仕組み

町税は、使い道が限定されていない「普通税」と、使い道が定められている「目的税」に分かれます。



町税は、自主的に納期限内に納めていただくのが原則です。納期限内に納めましょう。

町税を納付できないときは…

災害や病気、失業などで納税が困難なときに、納税の猶予などを受けられる場合があります。詳しくは、税務住民課へお問い合わせください。滞納したままですと、財産の差し押さえなどの処分を受ける場合もありますので、注意してください。

納税の方法

町から納付書を郵送します。以下の方法により、納期限内に納付してください。

1 町役場・指定金融機関等にて納付

2 コンビニエンスストアにて納付

※納付書1枚あたり30万円を超えるものはコンビニエンスストアでは納付できません。

3 口座振替で納付



納税は **便利** **確実** **安心** な

「**口座振替**」がおすすめです！

【指定金融機関等】

福島信用金庫・東邦銀行・福島銀行・大東銀行・東北労働金庫・ふくしま未来農業協同組合・ゆうちょ銀行

【申込方法】

税務住民課または町内の金融機関に備えてある「口座振替依頼書」にてお申し込みください。

必要なもの：納税通知書、通帳、取引印（通帳届出印）

【口座振替の開始】

口座振替依頼書をご提出いただいた翌月末以降の納期から振替となります。

■納税のご相談は…税務住民課 ☎024-582-2114





保険・年金

国民健康保険(国保)とは

会社などの各種健康保険に加入されていない方が不意の病気やけがをしたとき、治療費などの経済的な負担を少しでも軽くするため、加入者みんなで保険料を出し合い、必要な医療費に充てようという助け合いの制度です。

国民健康保険(国保)

☎ 税務住民課 ☎024-582-2114

こんなときは届出を

国民健康保険に加入するとき、脱退するときは、税務住民課へ14日以内に届出をしてください。

	「こんなとき」具体例	必要なもの
国民健康保険に加入するとき	他市区町村から転入したとき	●印鑑 ●転出証明書(転入手続きをしてください)
	職場の健康保険をやめたとき(退職時・任意継続保険脱退時)	●印鑑 ●職場の健康保険をやめた証明書
	子どもが生まれたとき	●印鑑 ●母子健康手帳
	生活保護を受けなくなったとき	●印鑑 ●保護廃止決定通知書
国民健康保険を脱退するとき	他市区町村へ転出するとき	●印鑑 ●国民健康保険被保険者証
	職場の健康保険に加入したとき	●印鑑 ●国民健康保険被保険者証 ●加入した健康保険の保険者証
	生活保護を受けるようになったとき	●印鑑 ●国民健康保険被保険者証 ●保護開始決定通知書
	死亡したとき	●印鑑 ●国民健康保険被保険者証 ●死亡を証明するもの
その他	退職者医療制度に該当したとき	●印鑑 ●国民健康保険被保険者証 ●年金証書
	住所、氏名、世帯主が変わったとき	●印鑑 ●国民健康保険被保険者証
	世帯を分けたとき、世帯を一緒にしたとき	●印鑑 ●国民健康保険被保険者証
	国民健康保険被保険者証を紛失したとき	●印鑑 ●本人確認できるもの(運転免許証など)
	就学により別に住所を定めたとき	●印鑑 ●国民健康保険被保険者証 ●在学証明書など

※届出の際は、身分証明書(運転免許証など)と個人番号(マイナンバー)が分かるものをお持ちください。

国民健康保険税

保険税の決め方

保険税は、世帯主に課税されますが、次の3つを計算して税額が決まります。

所得割	均等割	平等割
世帯の加入者の所得に応じて計算	世帯の加入者の人数に応じて計算	一世帯当たりで計算

⚠ 保険税を滞納すると

有効期限の短い「短期被保険者証」や、医療費をいったん全額自己負担する「資格証明書」が交付されます。また、給付が差し止められたり、滞納分へ繰り入れられたりします。



制度の仕組み

被保険者(県内に居住の方)



- 75歳以上の方
75歳の誕生日から加入します。加入手続きは必要ありません。
- 65歳以上75歳未満の一定程度の障がいがある方で、申請により広域連合の障害認定を受けた方



後期高齢者医療制度の運営は、県内の全ての市町村が加入する「福島県後期高齢者医療広域連合」が行います。

被保険者証

- 被保険者証は、原則として郵送でお届けします
- 被保険者証は、1人につき1枚
- 毎年8月1日付けで更新(定期更新)
- 医療機関にかかるときは必ず提示

⚠有効期限内に、一部負担金の割合や住所など記載事項に変更があった場合は、新しい証を交付しますので、変更前の証を市区町村の担当窓口または広域連合に必ず返却してください。

75歳になられる方	障害認定の方	住所異動された方	定期更新
75歳の誕生日の前月中にお渡しします。誕生日から使用してください。	認定後速やかにお届けします。後期高齢者医療制度に加入される前に使用されていた被保険者証などの処分については、交付元の市区町村国民健康保険担当課や健保組合などにご確認ください。	住所異動手続きの約1週間後にお届けします。1週間以内に受診予定のある方は、市区町村の担当窓口にお申し出ください。	毎年7月下旬にお届けします。新しい被保険者証は8月1日から使用してください。

保険料の決め方

保険料は個人ごとに計算され、被保険者一人一人に、負担能力(所得)に応じて公平に納めていただきます。

均等割額 (被保険者全員が均等に負担) + 所得割額 (被保険者の所得に応じて負担) = 年間保険料 (4月から翌年3月までを1年間)

年度途中で加入された場合は、加入月分から計算され、年度途中で資格を喪失された場合の喪失月分は計算されません。
※均等割額と所得割額は2年ごとに見直しが行われます。



保険・年金

国民年金とは

国民年金制度は、老後の生活や、思わぬ病気やけがで障がい者となったり、一家の働き手を失ったときなどに、年金により経済的な援助をすることで生活を安定させるための制度です。

国民年金加入者



第1号
被保険者

- 自営業者
- 自由業者
- 農林漁業従事者
- 学生



第2号
被保険者

厚生年金や共済組合に加入している方

- 会社員
- 公務員



第3号
被保険者

第2号被保険者の被扶養配偶者

- 会社員の妻(夫)
- 公務員の妻(夫)

第1号被保険者の保険料は性別、年齢、所得、地域などに関係なく**全国一律**です！

第2号、第3号被保険者は、厚生年金保険料や共済組合掛金の一部が国民年金制度に支払われます。



国民年金の給付と種類

基礎年金	老齢基礎年金	国民年金保険料の納付(免除も含む)期間が10年以上ある方が、65歳になったときから受けられる年金です。
	障害基礎年金	国民年金加入中または20歳前に、初診日のある病気やけがで障がい者になった方が受けられる年金です。※受給する要件を満たしている必要があります。
	遺族基礎年金	国民年金加入者や老齢基礎年金の受給資格期間を満たした方が死亡したとき、生計を維持されていた子のいる配偶者または子が受けられる年金です。
第1号被保険者に対する独自給付	付加年金	付加保険料を上乗せして納めた場合は、加算された年金額を受けられます。
	寡婦年金	老齢基礎年金の受給資格期間を満たした夫が、老齢・障害基礎年金を受けないことなく死亡したとき、婚姻期間10年以上ある妻に60歳から65歳まで支給されます。
	死亡一時金	保険料を3年以上納めた方が、老齢・障害基礎年金のいずれも受けずに死亡し、その家族が遺族基礎年金を受けられないとき支給されます。

国民年金基金

第1号被保険者で国民年金に加入している方には、サラリーマンのような厚生年金基金などの上乗せがありません。そこで、その差を埋めるためにできた公的な年金制度が「国民年金基金」です。国民年金保険料を納めている国民年金の第1号被保険者が加入できます。

こんなときは届出を

日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の方は、全員が加入します。

「こんなとき」具体例	必要なもの	期間
加入者の死亡	●年金手帳など ●本人確認書類	14日以内
厚生年金や共済組合加入者の被扶養配偶者でなくなったとき	●年金手帳 ●扶養抹消年月日がわかる書類など ●本人確認書類	
会社など退職したとき	●年金手帳 ●退職日のわかる書類 ●本人確認書類	
引き続き年金を受けようとするとき (住民票コードが確認できている方は不要)	●受給者現況届 ●印鑑 ●本人確認書類	誕生月または指定された日
年金を受けていた方が死亡したとき	●国民年金証書 ●戸籍謄本など ●本人確認書類 ●預貯金通帳	14日以内

※詳しくは東北福島年金事務所へお問い合わせください。☎024-535-0141

▶ 保険料の免除制度があります

経済的理由で保険料の納付が困難な場合は、全額、4分の3、半額、4分の1で免除する制度があります。まずは申請を！

学生納付特例制度	納付猶予制度
学生については、在学中の保険料を後で納めることができます。	50歳未満の方については、保険料の納付を猶予する制度があります。



福祉・健康

介護保険制度

健康福祉課 ☎024-582-1134

みんなで支えあう制度です

介護保険制度は、市区町村が保険者となって運営しています。40歳以上の皆さんは、加入者(被保険者)となって保険料を納め、介護が必要になったとき、費用の一部を支払ってサービスを利用できる仕組みです。

介護保険に加入する方(被保険者)

介護や支援が必要と認められたら、介護保険のサービスが利用できます。

- 保険料を納めます。
- サービスを利用するため、要介護認定の申請をします。
- サービスを利用し、利用料を支払います。

第1号
被保険者
65歳
以上の方

第1号被保険者は、原因を問わず介護や日常生活の支援が必要になったとき、市区町村の認定を受け、サービスを利用できます。

年金が年額18万円以上

年金が年額18万円未満など

特別徴収

年金の定期支払いの際、保険料が天引きされます。

普通徴収

送付される納付書にもとづき、保険料を個別に納めます。

第2号
被保険者
40歳以上
65歳未満の方

第2号被保険者は、老化が原因とされる病気(特定疾病)により介護や支援が必要となったとき、市区町村の認定を受け、サービスを利用できます。

加入している医療保険の保険料に上乗せして納めます。

市区町村(保険者)

介護保険制度の運営は、市区町村が行います。

- 制度の運営
- 要介護認定
- 被保険者証の交付
- サービスの確保と整備

地域包括支援センター

介護予防や地域の総合的な相談の拠点として、設置されています。

- 介護予防ケアマネジメント
- 総合的な相談・支援
- 権利擁護、虐待の早期発見・防止
- ケアマネジャーへの支援

社会福祉士

主任ケアマネジャー

保健師など

介護報酬の支払い

サービス事業者

利用者に合ったサービスを提供します。

- 指定を受けた社会福祉法人、医療法人、民間企業、非営利組織などが提供
- 在宅サービスや施設サービス、地域密着型サービスを提供

要介護認定の申請・保険料の納付

被保険者証の交付・要介護認定

サービスの提供

利用料の支払い



広告

サンサンと輝く笑顔で介護を！
介護・ケアマネージメントの
ことなら何でもご相談ください。

訪問介護事業所
サンサンケアステーション
居宅介護支援事業所
サンサンケアステーション

桑折町谷地字道下 20-1
TEL 024-582-1233



要介護でなくても60歳以上なら入居できます。
完全個室、三食提供、24時間職員常駐

サービス付き高齢者向け住宅
シニアシェアハウス サンシア

桑折町谷地字道下 20-1
TEL 024-582-2233

認知症対応型通所介護

燦燦デイ



- ・認知症の診断を受けた方
 - ・要介護の認定を受けている方
 - ・桑折町にお住まいの方
- 上記に該当する方はご利用いただけます。
担当のケアマネージャー様にご相談ください。

桑折町字上町 47-1 TEL 024-582-1533



有限会社 三協ハイヤー
代表取締役 松浦 俊充

福島県伊達郡桑折町本町64


TEL : 024-582-2255
FAX : 024-582-2324



福祉・健康

サービスを利用するためには、市区町村に申請して「介護や支援が必要である」と認定されることが必要です。

認定の申請




健康福祉課に認定の申請をしてください。申請は、本人または家族のほか、成年後見人、地域包括支援センター、またはケアマネジャーなどに代行してもらうこともできます。

申請に必要なもの

- 要介護・要支援認定申請書
- 介護保険被保険者証
- 健康保険被保険者証(第2号被保険者の場合)
申請書には主治医の氏名、医療機関名などを記入します。主治医がいない場合は窓口にご相談ください。

調査と審査



訪問調査

認定調査員がご自宅や病院へ訪問し調査します。


主治医の意見書

医師から介護を必要とする原因疾患などについての記載を受けます。

審査・判断

調査票の基本調査、主治医の意見書をもとに、介護認定審査会で「要介護度」を判定します。

認定結果



要介護5

要介護4

要介護3

要介護2

要介護1

要支援2

要支援1

非該当

要介護度は8段階によって区分されます。要介護度により、サービスの種類・利用上限が変わります。

介護サービス
(介護給付)

↓

居宅介護支援事業所に依頼

介護予防サービス
(予防給付)

↓

地域包括支援センターに依頼

介護予防・日常生活支援総合事業
(地域支援事業)

↓

地域包括支援センターに相談



介護保険サービスには、在宅サービスや施設サービス、地域密着型サービスがあります。

①～⑩は事前にケアマネジャーに相談、⑪～⑯は直接施設に相談となります。

自宅で受ける



①訪問介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーが家庭を訪問し、食事、排泄の介助や、掃除、洗濯などの日常生活の援助を行います。

②訪問入浴介護

移動入浴車で家庭を訪問し、介護士と看護師が入浴の介助を行います。

③訪問看護

疾患などを抱えている方について、看護師が居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助をします。

④訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が家庭を訪問しリハビリテーションを行います。

施設に通う



⑤通所介護（デイサービス）

デイサービスセンターなどに通所して、食事・入浴などの日常生活上の支援や、機能訓練などが日帰りで受けられます。

⑥通所リハビリテーション（デイケア）

老人保健施設や医療機関などで、食事・入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上の機能訓練などを日帰りで行います。

短期の入所



⑦短期入所生活介護・短期入所療養介護（ショートステイ）

福祉施設に短期間入所して、食事・入浴などの介護や機能訓練などが受けられます。日常の「生活介護」と医療上のケアを含む「療養介護」があります。

介護環境を整える



⑧福祉用具貸与

日常生活の自立を援助するための福祉用具をレンタルするサービスです。器具により要介護度の設定があります。

⑨福祉用具購入

特定介護予防福祉用具を、指定された事業者から購入したときに購入費（上限あり）が支給されます。

⑩住宅改修

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修に改修費用（上限あり）が支給されます。改修前に申請が必要です。

施設サービス



⑪介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

寝たきりや認知症で日常生活に常時介護が必要で、自宅での適切な介護が困難な方が入所します。

⑫介護老人保健施設（老人保健施設）

病状が安定している方に対し、医学的管理のもとで看護・介護・機能訓練を行い家庭への復帰を支援します。

⑬介護療養型医療施設

長期にわたる療養や介護が必要な方のための医療機関の病床で、医療・療養上の看護などが受けられます。

地域密着型サービス

住み慣れた地域での生活を続けるために地域の特性に応じたサービスが受けられます。サービスの内容や種類は、市区町村によって異なります。

⑭小規模多機能型居宅介護

⑮地域密着型特定施設入居者生活介護

⑯認知症対応型共同生活介護（グループホーム）



広告

地域に愛され、親しまれ、
信頼される施設を目指します。

**社会福祉法人
ココーン**

☐特別養護老人ホーム ☐デイサービスセンター
☐ショートステイ ☐居宅介護支援事業所

TEL 024-582-1181
FAX 024-581-2281
〒969-1613 桑折町字桑島四9-4



福祉・健康

高齢者が住み慣れた地域で生活できるように、地域包括支援センターでは介護予防対策として高齢者の状態に応じた介護サービスなど、さまざまなサービスを提供しています。

地域包括支援センター

健康福祉課 ☎024-582-1188

総合相談

高齢者の介護、健康、暮らしにかかわる心配や相談、問題に対応します。

介護予防地域支援事業

●介護予防教室

高齢者の筋力アップ、認知症予防のための教室を開催しています。

介護予防支援

要支援者を対象に介護予防ケアプランを作成します。

権利擁護

高齢者の虐待に関する相談や金銭管理、成年後見人制度の紹介を行っています。

生活支援

日常生活用具の給付・貸与、配食サービス、軽度生活援助、緊急通報システムの運用を行っています。

生きがい支援

高齢者のつどい、ふれあいサロンの運営支援、老人クラブ活動の支援などを行っています。

施設入所

養護老人ホーム・自立支援型グループホームなどへの入所

包括的・継続的ケアマネジメント

適切なサービスの提供と住みやすい地域づくりを支援します。

これからもこの街で
暮らししていきたい



障がい者福祉

健康福祉課 ☎024-582-1134

手帳の取得については、健康福祉課へ。

身体障害者手帳

身体の機能障がいの種類や程度により1級から6級までの等級があります。また、移動の困難さに応じて第1種と第2種の区分があります。

療育手帳

知的な障がいがあり、県の機関で一定の基準に該当すると認められた場合に交付されます。障がい程度の区分は、A、Bがあります。

精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのために長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方に交付されます。程度により1級から3級までの等級があります。

こんな時は届出を！

- 住所、氏名、保護者が変わったとき
- 手帳を紛失、破損したとき
- 障がい程度が変わったとき（再申請により障害等級が変わることがあります）
- 本人が死亡したとき

各手当

障がいのある方及び障がいのある児童を家庭で監護している方に、特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当が支給されます。各手当の支給を受けるためには、申請が必要です。



サービス一覧

以下の支給・サービスを受けるには申請が必要です。なお、自己負担は原則1割負担ですが、世帯の課税状況によって負担上限額が決められています。

※各種制度をご利用する場合は、ご相談ください。

サービスの種類	内容		
補装具費の支給	支給要件に該当する方に対して、補装具(補聴器、義足、義肢、車いすなど)の購入費または修理費の支給を行います。		
日常生活用具の給付	支給要件に該当する方に対して、日常生活用具(聴覚障がい者用通信装置、電気式たん吸引器、ストマ用器具など)の支給を行います。		
自立支援医療費(更生医療)の支給	支給要件に該当する方(18歳以上)が、その障がいを軽減し、日常生活能力を回復するために必要な医療費を支給します。		
自立支援医療費(育成医療)の支給	身体に障がいのある児童(18歳未満)が治療によって身体障がいの除去・軽減効果が得られる者に医療費を支給します。		
自立支援医療費(精神通院医療)の支給	在宅精神障がい者の医療の確保を容易にするため、通院医療費を支給します。		
自立支援給付(障害福祉サービス)及び地域生活支援事業	障害福祉サービス(介護給付・訓練等給付)	日中活動系サービス	生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援など
		居住系サービス	施設入所支援・共同生活援助(グループホーム)など
		訪問系サービス	居宅介護(ホームヘルプ)・重度訪問介護・短期入所(ショートステイ)など
	地域生活支援事業	日中一時支援事業・移動支援事業・自動車運転免許の取得費及び自動車改造費の助成など・意思疎通支援事業	
障害児通所給付	児童発達支援……小学校就学前の障がい児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。 放課後等デイサービス……学校(幼稚園、大学除く)に就学中の障がい児に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。		
各種割引制度	身体・精神障害者手帳及び療育手帳の交付を受けている方は、バス運賃やNHKの受信料などの割引が受けられます。 ※障がいの種類、程度によっては受けられる制度が異なります。		

生活保護

健康福祉課 ☎024-582-1134

病気・失業などのために、日常生活が困難となり、資産・多種援助制度などを活用しても最低限度の生活を維持することができない世帯に、健康で文化的な生活ができるよう援助を行うとともに、その自立を助長することを目的としています。



広告

NPO法人桑折町共に生きる社会を創る会
障がい福祉サービス(就労継続支援)事業所

**わ づ く
輪 楽 創**

働きたいを サポート 元気に楽しくを 応援 あなたの思いを プランに

就労支援 生活支援 支援相談

〒969-1641
桑折町大字南半田字二本木25番地の11

TEL:597-7902 FAX:597-7903



福祉・健康

下記に該当する人は自分の健康を守るために健診を受けましょう。

健診項目	対象者	検査内容
桑折町特定健康診査	満40歳～74歳の桑折町国民健康保険加入者	身体計測、診察、腹囲、血圧、血液検査(貧血、腎機能、尿酸値含む)、尿検査、心電図検査、眼底検査、インボディ測定、問診
後期高齢者健診	後期高齢者医療加入者	問診、身体計測、診察、血圧、血液検査、尿検査、詳細検査(心電図、眼底、貧血、腎機能、尿酸)※詳細検査は希望者のみ
肺がん検診	満40歳以上	胸部レントゲン撮影
結核検診	満65歳以上	
喀痰検診	満40歳以上で喫煙指数(1日喫煙本数×喫煙年数)600以上または6ヶ月以内に血痰のあった者	喀痰採取検査
胃がん検診	満40歳以上	胃部X線撮影(バリウム)、胃カメラ検査 ※胃カメラ検査は満50歳以上で偶数年齢
大腸がん検診	満40歳以上	便潜血反応検査
前立腺がん検診	満50歳以上の男性	血液検査(PSA検査)
子宮頸がん検診	満20歳以上で偶数年齢の女性	子宮頸部の細胞診
乳がん検診	満40歳以上で偶数年齢の女性	マンモグラフィー検査
肝炎ウイルス検診	満40歳(41歳以上で検査歴のない方)	血液検査(B型肝炎・C型肝炎)
骨粗しょう症検診	満40、45、50、55、60、65、70歳の女性	骨密度検査
歯科健康診査	満40歳以上	診察

その他の保健事業

成人のための保健事業

事業内容

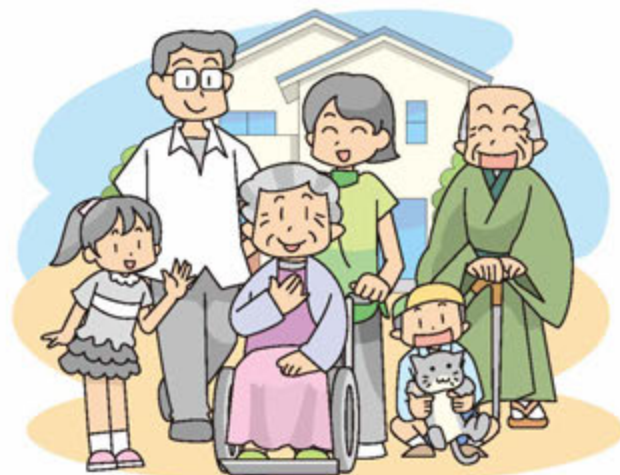
健康教育	生活習慣病予防に関する健康・栄養・運動の講話及び実習
健康相談	糖尿病などの生活習慣病や健康診査で注意が必要な方へ保健師や栄養士による健康・栄養・運動に関する相談や心の相談
住民健診	特定健康診査、各種がん検診、肝炎ウイルス検査、結核検診など
訪問指導	糖尿病などの生活習慣病や健康診査で注意が必要な方へ保健師・栄養士による健康・栄養・運動などの訪問指導
食生活改善推進員活動事業	食生活改善推進員(ボランティア団体)による健康づくりのための栄養教室などの実施
高齢者予防接種	インフルエンザ、肺炎球菌

その他

事業内容

献血	移動献血車により町内で実施
在宅当番医(休日当番医)	日曜・祝日・お盆・年末年始は、当番制で診療しています

このほかにも、健康福祉課では健康や栄養、運動に関する教室や相談などを行っています。





子育て・教育

子育て支援

健康福祉課 ☎024-582-1133

手当・助成など

母子健康手帳交付

妊娠に気が付いたら、早めに医療機関を受診し母子健康手帳の交付(11週以下)を受けましょう。

交付日	毎週金曜日
時間	午後1時～午後5時
場所	桑折町役場 健康福祉課 子育て支援係(1階)

※交付日に都合が悪い等の場合、子育て世代包括支援センターまでご連絡ください。ご都合に合わせて、交付します。

妊婦一般健康診査

妊娠一般健康診査の費用15回分及び産後2週間健康診査1回分と産後1ヵ月健康診査1回分を助成します。

子ども医療費助成制度

0歳～満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもを養育している方に、保険適用分の医療費が助成されます。

助成内容

申請書を提出し承認されると、子ども医療費受給者証が交付されます。この受給者証の提示により対象地域内(伊達郡、伊達市、福島市内)での受診については支払いが免除されます。対象地域外で受診した場合は領収書があれば保険適用分を健康福祉課で返還できます。返還期限は受診後、5年以内です。

必要な書類

- 健康保険証(対象となる子ども)
- 印鑑 ●保護者名義の通帳

未熟児養育医療給付

原則として出生体重が2,000g以下で入院養育が必要と医師が認めた乳児に対し、保護者の所得に応じて医療費の一部を給付します。申請方法はお問い合わせください。



児童手当

中学校卒業までのお子さんを養育している方に手当が支給されます。

※公務員の方は勤務先に申請をしてください。

支給対象

0歳～中学校卒業まで(15歳になった後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方

対象年齢	手当の金額	
0歳～3歳未満の児童	一律 15,000円	
3歳～ 小学校修了	第1子、第2子	※10,000円
	第3子以降	15,000円
中学生	一律 10,000円	

※18歳(高校卒業)までの児童のうち、年長者から第1子、第2子と数えます。

所得制限を超えた受給者 一律 5,000円(月額)
所得上限を超えた方に関しては、支給されません。

出産育児一時金 税務住民課 ☎024-582-2114

出産育児一時金は、出産された方が出産時に加入している健康保険から支給されます。

国民健康保険に加入されている方

出産一時金として408,000円を支給します。(医療機関が産科医療補償制度に加入しているとプラス12,000円)原則として、医療機関への高額の出産費用を直接支払わなくてもよくなる「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」となります。

国民健康保険以外の保険に加入の方

国民健康保険以外の健康保険でも、同様の制度があります。詳しくは勤務先または加入している健康保険へお問い合わせください。

広告

品格ある
青少年育成に
努めています

公益社団法人 日本空手協会 福島支部

**桑折青雲館
空手道場**

【師範 松原 英男】

入会年齢:小学3年生以下募集

TEL/FAX.024-582-6705 携帯:090-2275-6485

桑折町谷地字北道合3-10



子育て・教育

主に未就学の親子に遊びの場や交流の場、地域保育のサービス情報提供を通じて子育てを支援する相談窓口です。

所在地	問合せ先	開所日時
桑折町大字上郡字弁慶20番地の1 (桑折町屋内温水プール・多目的スタジオ「イコーゼ!」)	健康福祉課 ☎024-582-6045	施設開放 10:00~11:30 月~金曜日(火曜日、年末年始、祝日を除く) 電話相談 8:30~17:00 月~金曜日(年末年始、祝日を除く)

ひとり親家庭の支援

ひとり親家庭等医療費の助成

母子・父子家庭の母、父及び児童、父母のいない児童とその児童を養育する者を対象に、健康保険適用分の医療費(医科・歯科・調剤など)が助成されます。所得制限があります。

母子・寡婦福祉資金

母子家庭や寡婦の方が経済的に自立して、安定した生活を送るため、就学支度資金などの福祉資金の貸し付け相談を行っています(県事業)。

貸付の種類

- 修学資金(高校~大学)
- 事業開始資金
- 事業継続資金
- 技術習得資金
- 修業資金
- 就職支度資金
- 住宅資金
- 転宅資金
- 就学支度資金
- 結婚資金
- 生活資金
- 療養資金

児童扶養手当

父母の離婚、死亡などによって、父または母と生計を同じくしていない子どもや一定の障がいのある父母が、子どもを育てている場合に支給される手当です。支給には、所得やその他の制限があります。

⚠ 手当が支給されない場合

支給対象に該当しても、子どもが児童福祉施設に入所したとき、または請求者及び児童が公的年金(老齢福祉年金を除く)を受けられるときなど、手当が支給されない場合があります。



定期接種

予防接種法によって定められた定期の予防接種の費用は、町が全額負担します。

種類	対象時期	接種回数	接種方法	予診票
B型肝炎	1歳未満	3回	指定医療機関にて個別接種 (通年)	初回訪問時に配付
小児用肺炎球菌ワクチン	生後2ヵ月～5歳未満	接種開始年齢に応じ1～4回		
ヒブワクチン	生後2ヵ月～5歳未満	接種開始年齢に応じ1～4回		
四種混合 (百日せき、ジフテリア、破傷風、ポリオ)	1期初回 生後3ヵ月～90ヵ月未満 (生後3ヵ月～12ヵ月が望ましい)	3週間～8週間間隔で3回	指定医療機関にて個別接種 (通年)	初回訪問時に配付
	1期追加 生後3ヵ月～90ヵ月未満	1期初回終了後、 12ヵ月～18ヵ月後に1回		
二種混合 (ジフテリア、破傷風)	2期 11歳～13歳未満(6年生)	1回	指定医療機関にて個別接種	郵送
BCG(結核)	生後1歳未満 (生後5ヵ月～8ヵ月未満が望ましい)	1回	指定医療機関にて個別接種 (通年)	初回訪問時に配付
麻しん風しん混合	1期 生後12ヵ月～24ヵ月未満	1回		
	2期 5歳以上7歳未満で、 小学校就学前の1年間	1回		
日本脳炎 ※20歳未満でまだ受けていない方は、助成の対象になる場合があります。	1期初回 生後3ヵ月～90ヵ月未満 (3歳からが望ましい)	1～4週間間隔で2回	指定医療機関にて個別接種 (通年)	郵送
	1期追加 生後3ヵ月～90ヵ月未満 (4歳からが望ましい)	1期初回終了後、 おおむね1年後に1回		
	2期 9歳～13歳未満	1回		
水痘(みずぼうそう)	1歳～3歳未満	2回		初回訪問時に配付
子宮頸がん	小学校6年生から高校1年生相当	3回接種		郵送
成人風しん (2025.3.31まで実施)	5期 S37.4.2生～S54.4.1生の男性	抗体検査1回 抗体検査陰性の場合予防接種1回		クーポン券を郵送
ロタウイルス	生後6週から32週未満	2回または3回接種		初回訪問時に配布

任意接種

次の任意接種の予防接種費用を、町が一部又は全額負担します。この予防接種は、効果や副反応等を理解したうえで保護者又はご本人自身が接種をするか決めて行うものです。不明な点は主治医にご相談してください。

種類	対象時期	接種回数	接種方法	予診票
成人風しん	①妊娠を希望する女性 ②妊娠を希望する女性の配偶者 ③婚姻を予定している男性 ④定期予防接種対象者のうち、抗体検査結果が「陰性」であった方	抗体検査1回 抗体検査陰性の場合予防接種1回	指定医療機関にて個別接種 (通年)	希望者は問い合わせください
インフルエンザ	生後6ヵ月～18歳(高校3年生相当年齢)、妊婦	1回 ※1回のみ1,000円助成	指定医療機関にて個別接種 (10/1～12/28まで)	福島市・伊達市・伊達郡の医療機関に備え付けてあります。
おたふくかぜ	1歳児	1回 ※1回のみ2,000円助成	指定医療機関にて個別接種 (通年)	初回訪問時に配布

●問い合わせ先 子育て世代包括支援センターすくすく(健康福祉課内) ☎024-582-6045
sukusuku@town.koori.fukushima.jp

乳幼児健康診査

健康福祉課 ☎024-582-6045

健診名	内容
4ヵ月児健康診査	診察、計測、個別指導、離乳食・栄養相談、ブクスタート、母乳育児支援、保護者の尿中塩分測定など。
7ヵ月児健康診査	
10～11ヵ月児健康診査	診察、計測、個別指導、栄養相談、歯科衛生士によるブラッシング指導など
1歳6ヵ月児健康診査	診察、計測、個別指導、栄養相談、ブラッシング指導、保護者の歯科健康診査、かかわり方相談(希望者)など
3歳6ヵ月児健康診査	診察、計測、個別指導、栄養相談、視覚・聴覚・尿検査、かかわり方相談(希望者)など

※対象者には個別通知します。

保育所・延長保育

教育文化課 ☎024-582-2403

保育所の入所について

対象者

桑折町住民登録している生後2ヵ月～2歳の乳幼児で、保護者及び同居の親族などが家庭で保育できない場合

保育料

- ①入所月初日の世帯員構成
- ②所得税または前年度の市町村民税の額

入所申込

- 新年度4月からの入所
11月中旬よりホームページ 広報こおり お知らせ版などでお知らせします。
- 年度の途中入所
保育所または教育文化課までお問い合わせください。
※保育所は令和6年3月閉所予定

保育所名	住所	問合せ先	入園		延長保育
			定員	受入	
醸芳保育所	字桑島三11-21	☎024-582-3229	120名	生後2ヵ月	18:30～19:00

幼稚園・預かり保育

教育文化課 ☎024-582-2403

幼稚園

町立幼稚園は、桑折町に住民登録をしている3～5歳を対象に、毎年11月中旬より入園児を募集します。詳しくは広報こおり お知らせ版やホームページに掲載します。

施設名	所在地	問合せ先
醸芳幼稚園	字桑島三11-24	024-582-3014

預かり保育

保護者が就労等の理由により家庭で保育を受けられない園児を対象に幼稚園降園後から最長午後7時まで保護に代わって保育します。一時的に保育が必要となった場合の臨時預かり保育も実施します。

認定こども園

令和6年4月開園予定

スポーツ施設・公民館等

教育文化課 ☎024-582-2403

施設名	住所	電話番号
桑折公民館(町民会館)	字桑島三103	☎024-582-2564
睦合公民館(睦合ふれあい会館)	成田字坊ノ内19-1	☎024-582-2468
伊達崎公民館	下郡字堂ノ前11-1	☎024-582-4313
半田公民館(半田コミュニティセンター)	南半田字八反田10-1	☎024-582-3121
屋内温水プール・多目的スタジオ「イコーゼ！」(桑折町中央公民館)	上郡字弁慶20-1	☎024-582-3129
桑折町民体育館	上郡字林泉寺前1-1	
桑折町民運動場	上郡字弁慶1	
桑折テニスコート	上郡字弁慶25-1	
遊学館よも～よ(中央公民館分室図書室)	谷地字道下6-1	☎024-582-5388
桑折町文化記念館(旧伊達郡役所・桑折町種徳美術館)	字陣屋12	☎024-582-5507



教育委員会・学校

桑折町教育委員会

●住所：桑折町大字谷地字道下22-7

学校

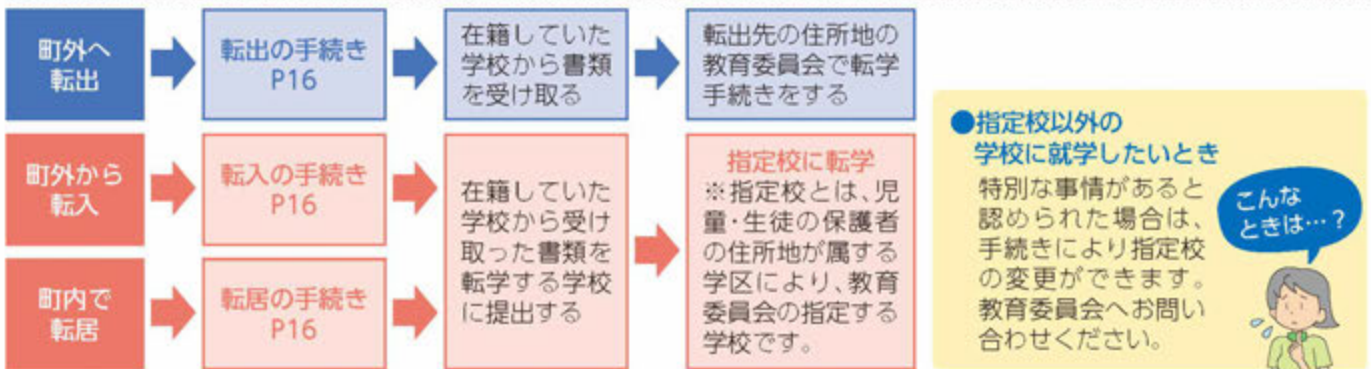
学校名	住所	電話番号
桑折町立醸芳小学校	字桑島三2-8	☎024-582-2014
桑折町立睦合小学校	成田字堰上46-3	☎024-582-2469
桑折町立半田醸芳小学校	南半田字上田町5	☎024-582-3106
桑折町立伊達崎小学校	下郡字細町1	☎024-582-5870
桑折町立醸芳中学校	上郡字柳下5	☎024-582-3162

小・中学校に関する手続き

問 教育文化課 ☎024-582-2403

町内に住所がある児童・生徒は教育委員会が指定する小・中学校に入学していただけます。
1月末までに自宅に「就学通知書」をお送りします。

引越した時の手続きの流れ



在籍の学校から受け取る書類



こんなときは…?



●就学費用のことで困っているとき
経済的な理由で就学が困難と認められる児童・生徒の保護者の方へ、世帯の収入額に応じ学用品費・給食費などの一部を援助します。

●お子さんの心身状態に不安があるとき
発達の違いや障がいのある児童・生徒について、就学に関する教育相談を随時行っています。

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

問 教育文化課 ☎024-582-2403

町立小学校の児童で、保護者が就労等の理由により家庭で保育を受けられない小学1年生から6年生を対象に、放課後や夏休みなどの長期休業中に最長午後7時まで保護者に代わって保育します。一時的に保育が必要となった場合の臨時放課後児童保育も実施しています。

放課後児童クラブ一覧

児童クラブ一覧	住所	電話番号
桑折町児童館	字桑島三2-7	☎024-582-1500
むつあい子どもクラブ	成田字小峯14	☎024-582-5425
はんだ子どもクラブ	南半田字八反田5-1	☎024-582-3006
だんざき子どもクラブ	下郡字下郡前4-2	☎024-582-2565



生活・環境

ごみ

生活環境課 ☎024-582-2123

ごみは、ルールを守って出しましょう。

町が収集するごみ

<p>もやせるごみ (可燃物)</p>	<p>指定 燃</p>	<p>台所の生ごみ、貝がら、皮革類、納豆の容器、ソース等の容器、使い捨てライター(ガス抜いて)、紙おむつ、おもちゃ及びプラスチック、枝・木・草・葉、使い捨てカイロ</p>
<p>もやせないごみ (不燃物)</p>	<p>指定 コンテナ</p>	<p>アルミ缶・スチール缶、かんづめ缶、刃物、ガラス類、コップ、ほ乳びん(乳首はもやせるごみ)、蛍光灯(電球類)、スプレー缶、カセットボンベ、金属製キャップ、耐熱ガラス、ガラスの花瓶、植木鉢、陶器類、化粧品の乳白色びん、乾電池</p>
<p>プラスチック製 容器包装</p>	<p>資源 専用袋</p>	<p>カップ麺の容器、キャップ、ふた類、食品トレイ、ペットボトルのラベル、外装フィルム、レジ袋・菓子などの袋、シャンプー・洗剤の容器、発泡スチロール</p> <p>水ですすぐ(水を切る)</p>
<p>必ずキャップを取って出してください</p> <p>ペットボトル</p> <p>ガラスびん</p>	<p>資源 専用袋</p> <p>資源収集等 処理組合で資源化</p>	<p>PET マークの付いているもの</p> <p>ペットボトルの出し方</p> <p>①無色びん ②茶色びん ③その他びん</p> <p>飲料用・化粧品(乳白色以外)のガラスびん</p> <p>★ペットボトルも★ガラスびんも ①水で洗って ②ふたは別にして出す</p> <p>プラスチック製容器包装へプラスチックキャップ アルミキャップ → コンテナへ</p>
<p>粗大ごみ</p>	<p>果物玩具や乳母車、レンジ、ストーブ、たたみ、ガス湯沸器、コードの付いた電化製品、かさ、針金、三輪車、自転車、金物類、一斗缶、ふとん・マットレス、ハンガー(金属製)、たんす</p> <p>粗大ごみは「指定収集場所」に通行の邪魔にならないように整頓して出してください。大きなものは直接、清掃センターに搬入されるようご協力をお願いします。</p>	
<p>古紙・紙</p>	<p>新聞、雑誌、段ボール、紙製容器包装、箱紙・コピー用紙等、牛乳・ジュース等紙パック</p> <p>※紙の種類ごとにひもで十字にしぼって出してください。(新聞は紙製新聞整理袋で出してもかまいません。)粘着テープは使用しないでください。</p>	
<p>リサイクル 小型家電</p>	<p>ノートパソコン、携帯電話、電話機、ラジオ、デジタルカメラ、音響機器、映像用機器、電卓、補助記憶装置(HDD)、ゲーム機、カーナビ、これらの付属品など</p>	
<p>出せないもの</p>	<p>消火器、ガスボンベ、注射器、タイヤ、バイク、農機具、バッテリー、練炭・豆炭等の残炭、石・土砂・汚泥、コンクリート等</p> <p>資源有効利用促進法の対象品</p> <p>電動アシスト自転車のバッテリー、デスクトップパソコン、充電式電池</p> <p>家電リサイクル法の対象品</p> <p>テレビ、洗濯機、エアコン、冷蔵庫、衣類乾燥機、冷凍庫</p>	



生活・環境

ごみ収集カレンダー 収集日程

地区名	曜日	月	火	水	木	金	土	
桑折地区 (遠分地区を含む)	月	もやせるごみ (可燃物)	もやせるごみ (可燃物) 第1火曜日を除く	びん(3色) ペットボトル 第1・第3・第5	もやせないごみ (不燃物) 第2・第4	プラスチック製 容器包装	もやせるごみ (可燃物)	古紙・紙 第1・第3 <small>指定日が祝日の場合は 収集しません</small>
	粗大ごみは毎月第1火曜日です							
陸合地区 伊達崎地区 半田地区	月	もやせるごみ (可燃物)	もやせるごみ (可燃物) 第3火曜日を除く	プラスチック製 容器包装	びん(3色) ペットボトル 第1・第3・第5	もやせないごみ (不燃物) 第2・第4	もやせるごみ (可燃物)	古紙・紙収集 第2・第4 <small>指定日が祝日の場合は 収集しません</small>
	粗大ごみは毎月第3火曜日です							

ごみの出し方のルール【分別の仕方】

- 指定日当日の朝から午前8時30分までに指定収集場所に出してください。
 - 指定日以外の土曜日や祝日、日曜日、12月30日～1月3日は休みます。
 - このルールが守られていないごみは収集しませんので、必ず守ってください。
- ※清掃センターでは、小動物(犬・猫等のペット)の焼却業務をしております。(有料・直接搬入)

お願い

- ★事業活動に伴って発生する一般・産業廃棄物(事業系ごみ)については、収集場所に出さないでください。自己搬入するか、廃棄物収集運搬許可業者に依頼してください。
- 収集後の空になった指定コンテナは、事故防止のため早く片付けてください。
 - 収集日以外、指定収集場所以外、または収集後、夜間などは絶対に出さないでください。
 - 家屋の廃材等は、産業廃棄物処理業者などへご相談ください。
 - 家庭からの一時的な大量のごみは、自己搬入するか町の許可業者に依頼してください。
 - もやせるごみは、指定日以外には収集しませんので絶対に出さないでください。

清掃センターへ直接ごみを搬入する場合

- ①住所・氏名・電話番号をお伺いし、運転免許証等を確認させていただきます。
 - ②出し方ルールにより分別し、原則本人が持ち込みしてください。
- 受付 月～金曜日、12月29日・30日
時間 午前8:40～11:30 午後1:00～4:00
(12月30日は3:00まで)
休み 土曜日、指定日(粗大ごみ)以外の日曜日、祝日、振替休日、12月31日～1月3日
- ……直接搬入に関する問い合わせ先は
「伊達地方衛生処理組合 清掃センター」へ……
☎024-582-2051
URL <http://www.date-eisei.jp/>

- 不明な点は、桑折町役場生活環境課(☎024-582-2123)におたずねください。
ごみの出し方のルールを守り、きれいなまちづくり



～豊かな環境を未来へつなぐ～
一般産業廃棄物収集運搬

県北清掃環境サービス株式会社

★引越や移転時の不用品・粗大ごみ ★事務所、店舗、飲食店等の営業ごみ
★遺品整理による一般ごみ・粗大ごみ ★工事現場及び事業所等の産業廃棄物

事業所系の定期回収やご家庭の臨時回収を承ります。

■福島県許可番号 第00701186158号 ごみ収集や運搬に関するお問合せ
〒969-1663 見積 無料 TEL 024-573-5006
伊達郡桑折町大字伊達崎字前川原田3 FAX 024-573-5007

水道を使い始めたり止めたりするときは、届出が必要です。

水道の利用開始と中止



引っ越しが決まったら…

転入、町内転居の場合

開始(開栓)届の提出

水道の利用
を
開始

町外への転出、転居の場合

中止(閉栓)届の提出

水道の利用
を
中止



引っ越しの日の5日前までに、
上下水道係に電話連絡を…

下記の必要事項についてお伝えください。

- ①住所・氏名
- ②利用開始予定日
- ③電話番号
- ④支払方法
(口座振替、納入通知書)
※クレジットカードでの支払は
できません。



⚠届出を行わずに無断で使用された
場合、停水処分となることがありま
す。

◎水道使用者の名義が変わるときや長い間水道を使用しないときも上下水道係にご
連絡ください。

- ①お客様番号
(「請求書」「水道使用量のお知らせ
(検針票)」に記載されています。)
- ②現住所・契約者氏名・電話番号
- ③引っ越し予定日
(最後に使用する日)
- ④引っ越し先の住所・電話番号
- ⑤精算方法
(口座振替、納入通知書)
※クレジットカードでの支払は
できません。

退出時までの料金を、計算して支払
います。

⚠届出を行わずに転出・転居された場
合、その後の使用量の負担が生じる
場合があります。

水道料金について

水道料金は、メーターから計算した使
用量に基づいて算定します。

●水道料金を指定納期限内にお支払い
いただけない場合、給水を停止するこ
とがありますので、ご注意ください。

【支払い方法】

料金の請求は、下水道料金とあわせて
月1回となっています。
下記取扱窓口にてお支払いください。

- 1 町役場会計室
- 2 取扱金融機関

東邦銀行・福島銀行・福島信用金
庫・ふくしま未来農業協同組合・ゆ
うちよ銀行・大東銀行・東北労働金
庫

料金の支払いは、便利な
「口座振替」がおすすめです！

金融機関または郵便局にてお申し
込みください。
お支払日は毎月25日です。
必要なもの：領収書、通帳、届出印鑑



広告

CONNECT.ONE

— 総合住宅設備 —
住宅設備を通して、
人と人をつなげる、総合企業。

**株式会社
コネクトワン**

縣長府製作所指定 メンテナンス店
リフォーム工事・LPガス工事
上・下水道工事・冷暖房空調工事
住宅設備機器販売修理

桑折町字館65-1

TEL 582-6661 FAX 582-6655

この街のいい環境と未来をつくります。

給排水衛生設備・冷暖房設備
浄化槽設備・水廻りのリフォーム

有限会社 遠藤設備工業
代表取締役 遠藤賢市

〒969-1612 桑折町字西大隈48番地4
TEL(024)582-4716 FAX(024)582-6716

～住みよい街の環境づくり～

浄化槽清掃・一般汲取

朝倉産業 有限会社
代表取締役 朝倉 寿

〒969-1652 桑折町大字成田字百目木1
TEL (024)582-6424
FAX (024)582-5805

自分でできる漏水の確認方法

まず敷地内にある水道の蛇口を全て閉めましょう。その後、水道メーターのパイロットマークを調べ、少しでも回っていたらどこかで水が漏れていることとなります。



すぐに桑折町指定の水道業者へ修理を依頼してください。
(HPに指定工事業者一覧表があります。)



自分でできる水道管の凍結予防法

●凍結を予防するには…

凍結を防ぐには、屋外などのむき出しになっている水道管や蛇口に使わなくなった古い毛布などの保温材を当て、その上からビニールテープをすき間なく巻きます。

また、メーターボックスの中は、発泡スチロールなどの保温材を水道メーターの周りに詰めると効果的です。

●凍結してしまったら…

それでも水道管や蛇口が凍結した時は、凍ってしまった場所にタオルなどを巻き付けて40℃くらいのぬるま湯をかけてゆっくり溶かします。

※直接熱湯をかけると、急激な温度変化で水道管が破裂する場合がありますので、注意してください。



下水道・浄化槽

☎ 建設水道課上下水道係 ☎024-582-1100

きれいな水で、快適な暮らしを。

汚れた水を集めてきれいな水によみがえらせる下水道は、快適な生活を支える重要な施設です。利用できる区域にお住まいで、下水道の接続をされていない場合は、水洗化の促進と環境衛生の向上を図るため、早めの接続工事をお願いします。

【下水道排水設備等整備資金利子補給】

下水道排水設備接続工事費用を町が指定する金融機関から無利子で借りることができる制度がありますので上下水道係へご相談ください。

下水道使用料

下水道使用料金は、下水道施設の維持管理に必要な費用の一部を負担いただくもので、使用水量に応じて算定されます。使用料の支払いは上水道の料金と一緒に請求しますので、納期限内にお支払いください。便利な口座振替をご利用ください。

こんな場合は手続きを

下水道使用区域で、次のような場合には届出の手続きをしてください。

- 転入、転出をされる時
(上水道の手続きをされた場合は必要ありません)
- 使用者や所有者が変わるとき
- 井戸水使用や井戸水併用使用をしている世帯の人数が変わるとき

浄化槽

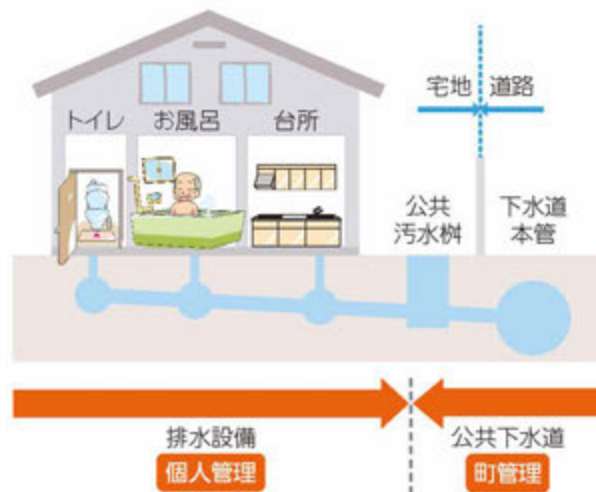
下水道未整備区域は、浄化槽を設置して生活雑排水を処理します。転入、転出をされる時は手続きをください。さらに浄化槽は定期的な点検や検査などが必要で、適切な維持管理を行うため、保守点検及び清掃を業者に依頼してください。

【合併処理浄化槽設置補助金】

合併処理浄化槽の設置及び入替工事の際は町の補助金が利用できます。補助金を受けるには要件がありますのでくわしくは上下水道係へお問い合わせください。

排水設備の維持管理について

家庭からの汚水を公共下水道に流すために、宅地内に設置された樹や排水管を排水設備といいます。これら排水設備は個人の財産となりますので、個人で維持管理を行っていただくことになります。



下水道に流してはいけないもの…

下水道はみんなの施設です。管を詰まらせたり、処理場に悪影響を及ぼすものは流さないでください。

【例】台所の食品くず・残飯、天ぷら油、ガソリン、アルコール、薬品など



※食器洗いや洗濯などに使う洗剤は、必ず「無リン」のものを使ってください。また、水洗トイレでは溶ける紙(トイレットペーパー)を使ってください。

もしも下水道排水設備(個人管理)が詰まったら

(トイレ、台所、風呂場など)

指定工事業者にご連絡ください。
(HPに指定工事業者一覧表があります。)



広告

協同組合県北地区浄化槽管理協会

地域皆様の快適な水環境を守るため、私たちがお伺いします。

～当協会では、環境省の推奨する「浄化槽年間一括契約」を推進しております。～



◆トイレのつまり ◆排水のつまり ◆臭い ◆音がうるさい など

浄化槽や水回りの事なんでもお気軽にお電話ください!

365日
年中無休!

0120-01-5164



〒969-1663 桑折町大字伊達崎字前川原田3番地 TEL 024-582-5164 / FAX 024-582-5370



〈新築・増築するとき〉

建物を新築、増築する場合、建物用途や構造、規模によっては確認申請書の提出が必要です。

〈建物を解体するとき〉

床面積が80㎡以上の建物を解体する場合は、工事を始める7日前までに県知事への届出が必要です。なお、町内に事業所を有する事業者を用いて空家を解体する場合、解体費用の一部が補助されます。

〈景観を守るために〉

町内で景観に影響を与えるおそれのある建築物の新築や工作物の新設等を行う場合は、県知事への届出が必要です。

〈土地取引をするとき〉

次の面積以上の土地取引(売買など)を行う場合は、契約締結後2週間以内に県知事への届出が必要です。

- ・市街化区域…………… 2,000㎡以上
- ・市街化調整区域…………… 5,000㎡以上
- ・都市計画区域外の区域… 10,000㎡以上



※契約1件あたりの面積は小さくても、取得しようとする一団の土地の面積が上記の面積となる場合(買いの一団)には届出が必要です

〈屋外広告物を表示・設置するとき〉

町内に屋外広告物(看板など)を表示または設置するときは、自己の所有する土地や建物でも、「屋外広告物法」や「福島県屋外広告物条例」などの規定により、町の許可が必要です。

犬の登録・狂犬病予防接種

飼い犬の登録・狂犬病の予防接種・飼い犬の死亡届は、狂犬病予防法により義務付けられています。登録は犬の戸籍のようなものです。死亡の届出、登録事項変更の届出は必ず行ってください。

犬を飼ったら	予防接種	犬が死亡したら
 <p>登録は犬の生涯に一度です 生後90日を経過した日から</p>	<p>年1回 (3月2日～翌年3月1日まで) 予防注射を受けた場合、狂犬病予防注射済票交付の手続きをしなければ予防注射を受けたことにはなりません。</p>	 <p>飼い犬が死亡したら、役場に届け出てください。</p>
手続きができる場所		
<p>1 桑折町役場 2 狂犬病予防注射集団接種会場またはお近くの動物病院もしくは獣医師様(毎年4月～5月の間に実施)</p>	<p>1 狂犬病予防注射済票の交付には狂犬病予防注射済証明書が必要です。</p>	<p>桑折町役場</p>
<p>登録を申請</p>	<p>狂犬病予防注射</p>	<p>死亡届出書を提出</p>
<p>登録手数料 3,000円</p>	<p>交付手数料 550円</p>	<p>必要なもの 鑑札・注射済票</p>
<p>飼い主が変わった・引っ越した 登録事項の変更届出書を提出</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 桑折町に引っ越してきた場合は、以前の居住地の登録鑑札を窓口へ持ってきてください。 ● 犬を譲る場合は、鑑札や注射済票も一緒に渡してください。 	





相談・町内会

各種相談

各担当窓口へ

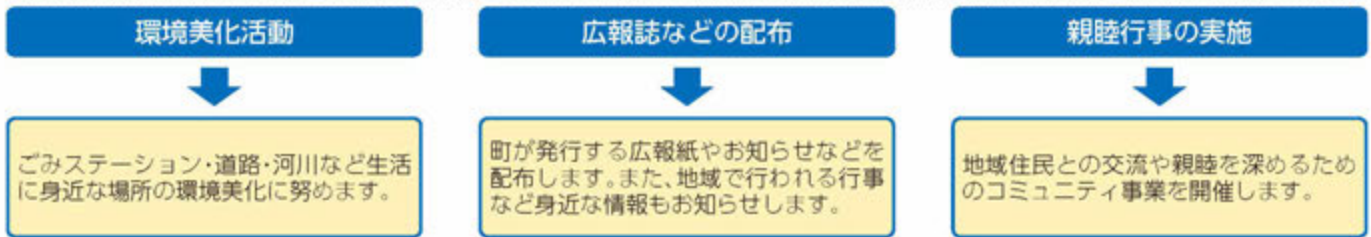
相談種別	内容	窓口
行政相談	行政相談委員が、国に対する要望などを随時受け付け、担当機関に取り次いで解決を図ります。町の行政に対する要望なども受け付けています。	生活環境課 ☎024-582-2123
消費生活相談	消費生活や多重債務に関する相談を受け付けます。	生活環境課 ☎024-582-2123
子育て相談	専門のスタッフ(保健師、助産師、保育士、管理栄養士)が様々な不安や悩みなどの相談に個別にお応えします。	健康福祉課 ☎024-582-6045
健康相談	心身の健康についての不安や、メタボリックシンドロームの改善点など、保健師・管理栄養士が相談に応じます。	健康福祉課 ☎024-582-1133
人権相談	人権の侵害や差別などで困った時は、人権擁護委員などが随時相談に応じます。	健康福祉課 ☎024-582-1134
納税相談	納期限内に納められないなど、納税に関する相談を受け付けます。	税務住民課 ☎024-582-2114

あなたも町内会へ

☎生活環境課 ☎024-582-2123

一日も早く地域に親しんでいただき、町政や地域の情報を確実に入手していただくため、町内会に加入しましょう。

▶ 町内会ではふれあいを通して住みよいまちづくり活動を行っています



相談・町内会

広告

困ったら一人で悩まず

あなたのまちの **行政相談委員** へどうぞ！

行政相談委員 は、総務大臣から委嘱されたあなたの身近な相談相手です。



しんみ なるぞろ 親身 成三
よく きくよ 良 聴代

東北管区行政評価局 行政相談委員イメージキャラクター

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。



行政相談マスコット キクーン



総務省行政相談センター
まぐみみ福島

<お問い合わせ>

相談無料・秘密厳守

福島県福島市霞町 1-46 福島合同庁舎 3 階
行政苦情110番 ☎ 0570-090110



**障害年金・労務管理
各種許可申請のお手伝い**

社会保険労務士 行政書士 **伊藤事務所**
有福島マネージメントサービス



〒969-1617 桑折町陣屋4-25

TEL.024-582-2525
FAX.024-582-5903

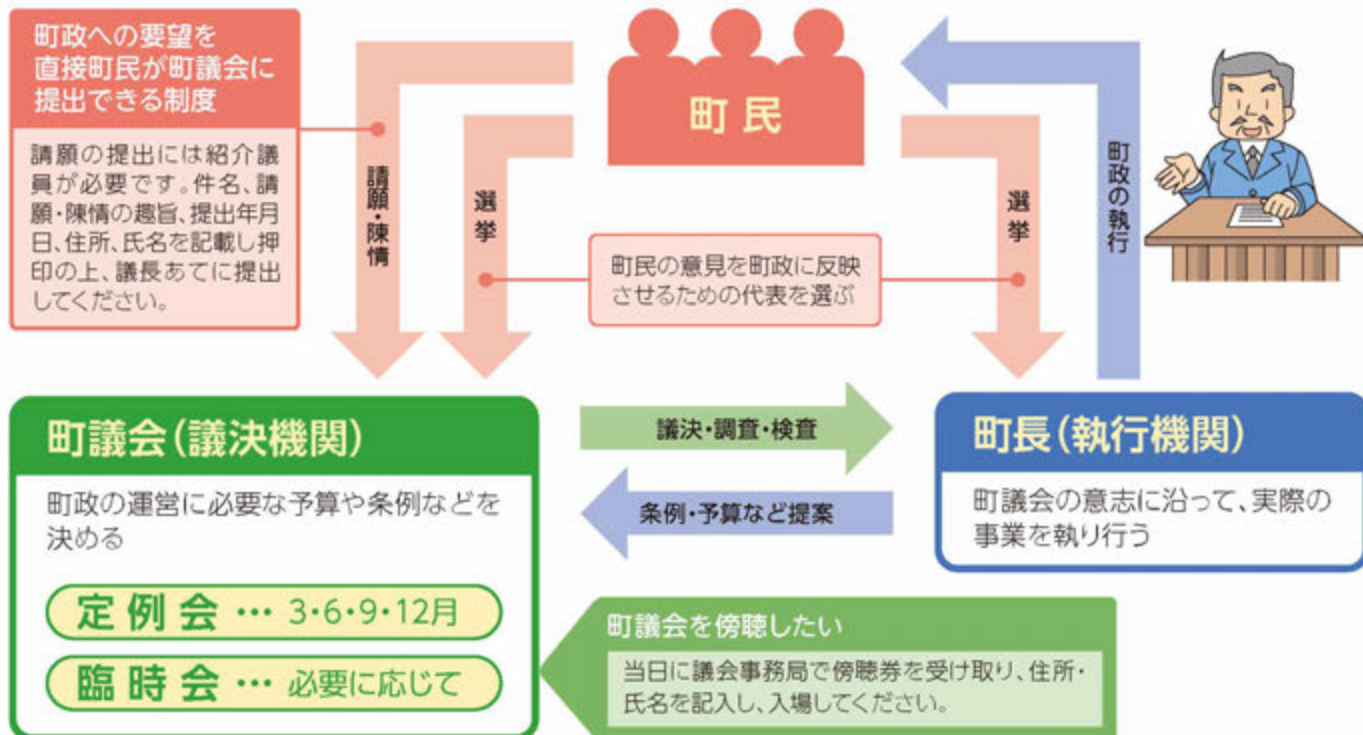


議会・選挙

町議会の仕組み

問 議会事務局 ☎024-582-2113

町議会と町長は、直接選挙によって選ばれた、私たちの代表です。町民の声を反映した、よりよいまちづくりを目指して、それぞれの役割と権限を尊重します。



選挙権

問 選挙管理委員会 ☎024-582-2111

満18歳以上の日本国民で、選挙人名簿に登録されている方が投票できます。

<p>選挙権を持つ対象者</p> <p>選挙人名簿には、次の要件を満たしている方が登録されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●満18歳以上の日本国民 ●転入の届出をした日から引き続き3か月以上、住民基本台帳に記載されていること。 	<p>登録の時期は、次のとおりです。</p> <p>定時登録 毎年3・6・9・12月の各月の1日を基準日として、登録します。</p> <p>選挙時登録 選挙の都度、基準日及び登録日を定めて登録します。</p>	<p>選挙の管理・執行・種類</p> <ul style="list-style-type: none"> ●国政選挙 衆議院議員総選挙・参議院議員通常選挙 ●地方選挙 県知事選挙・県議会議員選挙・町長選挙・町議会議員選挙
---	--	--

こんな投票もできます

投票の種類	対象者	投票場所	備考
期日前投票	仕事や用事で投票日に投票所に行けない方	選挙人の住所地にある本庁や支所	どこの期日前投票所でも利用できます。
不在者投票	入院・出張・旅行・住所移転・その他やむを得ない理由で投票所に行けない方	他の市区町村や指定病院など	郵送などに時間がかかる場合がありますので、利用される場合は、選挙管理委員会事務局へお早めにお問い合わせください。
郵便投票	「身体障害者手帳」「戦傷病者手帳」「介護保険被保険者証」をお持ちの方など	自宅	障がいの種別や程度によって異なります。この制度を利用される場合は、「郵便投票証明書」が必要です。詳しくは、選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。



議会・選挙



リフォームの基礎知識

リフォームの進め方とポイント

Step1 具体的な計画をたてる

- 時期、期間は？ ● 予算は？

リフォームの目的から具体的な計画を立てましょう。
この時点での情報収集も大切なポイントです。



Step2 事業者を決める～契約する

- 施工業者の事業内容がリフォーム目的と合致しているか？
- 実績や業務内容を吟味。信頼できる事業者か？
- 候補を数社選んで同じ条件で見積書を提出してもらい検討したか？

契約前に疑問点・不安点は徹底的に確認しましょう。

見積書・提案書や契約書だけでなく、打ち合わせの際の資料やメモなど書類にはしっかり目を通し、保管しておきましょう。



Step3 着工

- 工事に向けての準備や近隣への周知は大丈夫か？
- 工程表に基づいて進んでいるか？
- 変更・追加などが発生していないか？

定期的に施工業者から報告・連絡を受けるようにしましょう。また、不安がある場合は施工業者の担当者を通じて確認するようにしましょう。

Step4 着工後

- 事業者立ち会いの下、確認をし説明をうけたか？
- 今後のメンテナンスや保証先を確認したか？

リフォームの疑問

Q リフォームの費用はどのくらいかかりますか？

A 改装の範囲で変わっていきます

建物の一部分の改装もリフォームですし、全面改装でもリフォームです。当然のことですが、手を加えれば加える程かかる費用は増えていきます。例えば、畳敷きの6畳間をフローリングに替える場合は十数万円ですが、家全体に及ぶ大掛かりな改装の場合は、建替えの方が安くなる事もあります。



Q 満足いくリフォームのポイントは？

A まずは現在の不満点を挙げてみましょう

現在のお住まいの不満のある所をリストアップする事をおすすめします。そうする事でただ漠然と不満に感じていた事も具体的に検討出来るようになり、優先順位をつけて内容の整理もしやすくなります。

また、キッチンなどの設備の取り替えをお考えの場合は、ショールームなどで実際に見て触ってみる事も重要です。



Q 信頼のおける業者とは？

A 2～3社は候補を挙げて比較しましょう

- 費用の安さで決めずに、契約内容に納得した上で契約をかわしましょう。
- 建築士や増改築相談員などの資格者がいるか確認しましょう。
- 経験豊富で実績がある事業者かどうか確認しましょう。
- アフターフォローはどうか、必ず確認しましょう。



快適な住まいづくりのお手伝い

ウッドワーク

代表 田中 満

建設業許可番号(般)第28390号

〒969-1643 桑折町大字谷地字添9-5

TEL 024-582-6812
FAX 024-582-6813

あなたの街の電器店

ソニーショップ バナソニックショップ

Heart to Heart NANO ナビオ

有限会社 **高橋電器**

家電のことは
何でもご相談下さい!

キッチン バス 洗面 トイレ

のリフォームも承ります!

■定休日/水曜日

桑折町大字谷地字南5-2
TEL024-582-6222
FAX024-582-3341

家屋解体工事・一般土木工事・造園工事

有限会社 キタザワ

桑折町大字谷地字下割付1-25
TEL 024-582-6433 FAX 024-581-0050



「部屋を広く見せる」ためにできること

広い部屋で生活したい！でも、大きな家を建てるのはお金もかかりますし、日本の住宅事情を考えるとちょっと難しい…でもきっと大丈夫！部屋を「広く見せる」ためにできる工夫、実践してより良い住まいづくりをしましょう！！



進出色と後退色

色には、実際の位置より近くに見える「進出色」、実際の位置よりも遠くに見える「後退色」があります。

部屋の中に進出色がたくさんあると部屋が狭く感じ、後退色がたくさんあると部屋が広く感じられます。



進出色 暖色系で彩度の高い色



後退色 寒色系で彩度の低い色

背の低い家具を選ぶ

家具選びのポイントのひとつは、「背の低い家具を選ぶ」ことです。ある程度、床が家具で埋まってしまっても空間の高い位置を開けておくことで、部屋が広く感じるという錯覚を起こします。



株式会社サイネックスによる編集記事ページです

ここは有料広告掲載ページです

外構工事のことなら
提案・設計・CAD図面作成から
施工まで、何でもお任せ下さい。

お任せ下さい！
トータル
エクステリア
プランニング

BLOCK 総合エクステリア販店
有限会社
国見ブロック

—販売品目—
各種化粧ブロック 住宅EX外構工事専門店
各種インターロッキングブロック 建築・土木・造園・各種工事
各種コンクリートブロック 各種エクステリアメーカー取扱店
門扉・フェンス・ポスト・表札 物置・カーポート施工販売
カーポート・物置各種

お気軽にお立ち寄り下さい
TEL(024)582-6435
FAX(024)582-6442
伊達郡桑折町谷地字下割付7-1

～住まいのお悩みなら五島屋へご相談ください～

福島県桑折町の
株式会社 五島屋

・住宅設備機器・エクステリア・建材
・建築資材金物・住宅リフォーム・灯油
・排水設備・オール電化

〒969-1603 桑折町字上町74
TEL:024-582-3247
FAX:024-582-3947
五島屋ホームページはこちら▶▶▶

あなたの住まいとまちづくりをサポートします

設計 まち
監理 づくり

あなたの暮らしが、
町がより良いものになる
ためのサポートを

調査 団体
診断 活動

空き家・空き店舗対策から取り組むまちづくり
診断実績100棟以上 住宅の耐震診断・改修設計
愛犬・愛猫にも配慮した「ペットも家族」の家づくり

地域に根差した安心と信頼の家づくり
おの建築設計事務所
代表 小野 紀章

詳しい内容・お問い合わせは
〒969-1627 桑折町字藤防40-22
TEL.024-582-3004 FAX.024-582-6335
《受付時間》10:00～18:00 《休日》日曜・祝日



塗装 のことなら
お任せ下さい！

一般建築塗装・防水塗装請負

福島県知事許可(般-3)第16537号

有限会社 幕田塗装店
代表取締役 八巻 弘

TEL FAX 024-582-2337
〒969-1613 桑折町桑島二9-11

瓦工事は
お任せください！

福島県知事許可(般-3)第10749号
全日本瓦工事業連盟加盟店

屋根工事のプロ
有限会社 山田赤瓦工場

〒969-1652
伊達郡桑折町成田字元宿 11-8
TEL・FAX 024-852-3715



葬儀の豆知識

※掲載の記事に関しましては、一般的な仏式の慣習を掲載したものであり、各宗教や宗派または地域により異なる場合がございます。

悲しみの中にも故人への真心を込めてしきたりや作法を心得ておきましょう。

日常生活の中で、できるだけ考えたくないことかもしれませんが、どのような人生にも終焉は訪れます。誰もがいつかは遺族になり、告別式の参列者になることも避けられません。悲しみに打ちひしがれ、心も動転するような場面で、遺族や親しい人たちを支えるために、しきたりや作法があると云えます。最近では死を忌むべきことと考えるより、人生を全うすることとして、自らの葬儀の演出を前もって指示しておいたり、希望を伝えておいたりすることも広まってきました。いざというとき慌てないために、基本的な葬儀や法要の流れ、会葬のマナーは心得ておきましょう。



弔事の流れ～臨終から法要まで～

葬儀は人生最後の儀式。弔事の一つひとつにしきたりがあり、意味があります。地方によって、また宗教や宗派によって名称や作法は異なりますが、大方の流れは次のようになります。



～人生と言う名の道のりを…皆様と共にしのげる空間～
 係員が真心のこもったサービスと
 充実した内容でお手伝いいたします。

有限会社 後藤葬祭

桑折町字町裏57-3
 24時間 365日 受付致します。
 ☎(024)582-4696
 ☎0120-01-4696

駐車場 150台 完備

ごとう斎場

桑折町字新町29-1 ☎(024)582-1200

新型コロナウイルス感染症対策

光触媒による空気清浄機を設置及び次亜塩素酸水溶液超音波噴霧機による空間除菌、消臭装置を設置しております。大型扇風機と排煙窓による換気を実施しております。
 (次亜塩素酸水溶液は人体に安全で無害な除菌・消臭液です)

「絆」をつくる
お墓づくりを
 お手伝い

阿部石材は桑折町に創業以来、地元の皆様の大切なお墓をお作りし、そしてお守りしてまいりました。お墓は、家族の絆の証であり、ご先祖から受け継がれてきた命の大切さを子供たちに伝える場でもあります。お客様に寄り添ったお墓のご提案にはじまり、丁寧な施工から、建てた後のアフターフォローのご相談も安心の私ども阿部石材にお墓づくりをお任せください。

新規ご建立
 お墓の修理
 お墓の引っ越し
 ご納骨
 戒名追加彫刻
 お墓じまい

・石段施工・石堀施工・石工事
 ・記念碑・石積み施工・基礎工事

「石」全般のお困りごとや「石」の工事もお任せください。

阿部石材株式会社 TEL.024-582-1160 FAX.024-573-7210
 〒969-1605 桑折町字堰合32-1

生活ガイド



お墓の形いろいろ

※掲載の記事に関しましては、一般的な様式を掲載したものであり、各宗教や宗派または地域により異なる場合がございます。

現在、墓地や霊園などで多く見られる形のお墓は、江戸時代の中頃から広く使われるようになったと言われてます。鎌倉時代から室町時代にかけて多く作られた、五輪塔(ごりんとう)など供養塔型のお墓も一部で見られます。近年は、背が低く横幅が広い洋型のお墓も増えてきました。また、既成の型にこだわらない自由なデザインのお墓も見られます。



和型

最も標準的な形のお墓です。平石(さおいし)の下に上台石(じょうだいし)、下台石(げだいし)を重ねた形が多く見られます。下台石の下に芝台石(しばだいし)を置いたり、平石と上台の間にスリンと呼ばれる石を置く場合もあります。また、付属品として香炉(こうろ)、水鉢(みずばち)、花立て(はなたて)、墓誌(ぼし)、卒塔婆立て(そとばたて)なども、必要に応じて設置されます。



和型供養塔

現在の和型墓石が広く普及する以前に多く作られた、供養塔の形をしたお墓です。五輪塔(ごりんとう)、多宝塔(たほうとう)、宝篋印塔(ほうきょういんとう)、無縫塔(むほうとう)などの種類があります。



洋型

芝生墓地やガーデニング霊園、西洋風霊園などの増加とともに、西洋風のお墓も増えてきました。台石の上に、和型と比べて背が低く、横幅が広い平石を置いたお墓で、平石の前面を斜めに加工した「オルガン型」や、垂直に加工した「ストレート型」などがあります。また、芝生墓地などで多く見られる「プレート型」もあります。



デザイン墓石

伝統的な形にとらわれず、故人の趣味や個性を反映したオリジナルのデザインを施したお墓を選ぶ方も増えています。ただし、墓地や霊園によっては特異なデザインのお墓を建造できない場合がありますので、事前に確認する必要があります。

株式会社サイネックスによる編集記事ページです

ここは有料広告掲載ページです

ご葬儀のお悩みや不安はありませんか？
お気軽にご相談ください

家族葬専用ホールOPEN
事前相談&見学会受付中

総合葬祭 **香雲堂**
☎ 0120-22-9970
年中無休・24時間対応

HPはこちら

香雲堂斎場・家族葬ホール 〒969-1761 国見町大字藤田字沢田一 3-3	香雲堂事務所・らいふびあ 〒969-1761 国見町大字藤田字日渡四 16-2	香雲堂 家族葬ホール福島 〒960-8056 福島市八島田字畑添1-2
--	---	---



国内外産原石・石製品販売・墓地造成工事
お墓のリフォーム・戒名彫刻
お墓のお引越・墓じまい・墓地のご紹介



株式会社 **遠藤石材工業**

代表取締役 遠藤 幸宏

[本社] 〒969-1731 国見町大字森山字東国見 36
TEL.024-585-2166 FAX.024-585-3100
[相馬営業所] 〒976-0021 相馬市北小泉寺前 251-1
TEL/FAX.0224-26-3831

- 墓石販売・石材工事・施工
- 石のエクステリア・ガーデン
- 石のクリーニング・リフォーム

国見町



佐藤石材店

代表 佐藤 博之

☎024-585-4190
FAX024-585-4915

〒969-1784 国見町大字小坂字台37-2

行きます・聞きます・提案します

桑折町商工会

商工会のご案内

桑折町商工会は、主として桑折町における商工業の総合的改善発達を図るとともに、社会一般の福祉の増進に資することを目的として、法律に基づき設立された「特殊認可法人」です。商工業者の経営支援や地域の活性化を図るための様々な活動・事業を行っています。

商工会は、経営改善普及事業と地域総合振興事業を推進しております。「会員にとって魅力ある商工会」・「地域から頼られる商工会」を目指して提案・行動・連携の活動をもとに商工会活動を実施します。

みなさまの経営の改善発達のために

*経営改善普及事業

「経営改善普及事業」とは、小規模企業の経営や改善発達を図るための事業で、経済産業大臣の定める資格を持つ経営指導員などが、金融・税務・経営・労務などの相談や支援に従事し、様々な事業経営に対する問題解決の為の取り組みをおこなっております。

この事業は、県の補助金が交付されており、秘密厳守、原則無料にて相談指導にあたっておりますので、安心してご相談ください。また、コロナ禍において経営に関するご相談もお受けしておりますので、お気軽にご連絡下さい。

商工業者のくらしと地域社会の幸せづくりのために

*地域総合振興事業

地域の「総合経済団体」また中小企業の「指導団体」として、豊かな地域づくりと商工業の振興のために、様々な地域振興事業に取り組んでいます。

●経営指導

商工会では、経営・創業に関する不安や問題等を解決するために、ご相談を承ります。

<講習会等の開催>各種講習会・講演会を開催します。

●金融指導

小規模企業者へ事業資金を推薦により、無担保・無保証・低利の融資制度の斡旋をしています。

●税務・経理指導

<帳簿の記帳代行> 所定の様式に取引毎に記入のうえ、1ヶ月毎資料をお預かりし記帳処理し分析した経営データを毎月お届け致します。

*インターネットによる記帳指導を行っています。

<税務無料相談会>申告時に税理士に相談できます。

●専門指導

<専門家派遣事業>

専門家を派遣し、より専門性を要する経営支援に対応いたします。

●労務指導

労働保険(労災保険・雇用保険)事務手続き及び関係機関への提出を代行いたします。

社会保険の事務手続き及び関係機関への各種手続き等を指導いたします。

●各種共済制度

事業主・従業員の皆様のために、各種共済・年金・保険制度について加入、事務手続きについてご相談を承っております。

●情報発信

ホームページ・LINE等による商工会の事業等・各種情報を提供いたします。

桑折町商工会

〒969-1614 福島県伊達郡桑折町字本町17-5
TEL:024-582-2474 FAX:024-582-2531
E-mail kuwashou@aj.wakwak.com



編集後記

「桑折町 暮らしの便利帳」は、桑折町にお住まいの皆様方へ、町の行政情報をお届けするとともに、地域企業の発展につなげることを目的として発行いたしました。

また、町民の皆様方に、より利便性の高い情報源としてご利用いただけるよう、官民協働事業として桑折町と株式会社サイネックスとの共同発行としました。

「桑折町 暮らしの便利帳」は、地域の各団体及び事業者の皆様のご協力により、行政機関への設置はもとより、桑折町の全世帯へ無償配布することができました。あらためて心より厚くお礼申し上げます。

- 「桑折町 暮らしの便利帳」に掲載の行政情報は、令和4年9月1日現在の情報を掲載しています。社会情勢の変動等により内容が変更される場合がありますので、あらかじめご了承ください。行政情報の内容・手続き等で不明な場合は、各担当課までお問い合わせください。
- また掲載されているスポンサー広告は、暮らしの情報としてご活用ください。広告内容については株式会社サイネックスにお尋ねください。

暮らしの便利帳 桑折町

発行

桑折町／株式会社サイネックス

制作

株式会社サイネックス 東京本部
〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3
TEL.03-3265-6541(代表)

広告販売

株式会社サイネックス 福島支店
〒963-8032 福島県郡山市字下亀田31-5
TEL.024-923-0198

※掲載している広告は、令和4年8月現在の情報です。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

令和4年9月発行

無断で複写、転載することをご遠慮ください。



献上桃の郷。
桑折町
こおりまち



HP



LINE



Instagram



Twitter



Facebook



YouTube